

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

独立行政法人日本学生支援機構は、学資の貸与及び支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他関係法令等を遵守するとともに、特定個人情報の保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

独立行政法人日本学生支援機構

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務
②事務の内容 ※	※事務の内容については別紙参照。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	紐付け用DBシステム
②システムの機能	<p><主要機能> 紐付け用DBシステムは、「照会結果確認機能」を始めとする5つの機能を搭載し、特定個人情報の保存、宛名管理等を実施する。 なお、本システムの各種機能の利用に当たっては専用の端末を利用し、業務用の端末は利用しない。各機能の概要は以下のとおり。</p> <p>①照会結果確認機能 情報提供ネットワークシステム及び地方公共団体情報システム機構から取得した特定個人情報の確認、検索等を実施するための機能。</p> <p>②データ変換・データベース蓄積機能 情報提供ネットワークシステム及び地方公共団体情報システム機構から取得した特定個人情報をデータベースに蓄積するための機能。</p> <p>③宛名管理機能 奨学生番号、受付番号、個人番号、機構内統合宛番号、基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別をいう。以下同じ。)等を紐付けて管理するための機能。</p> <p>④機関別符号取得リクエスト機能 新規に登録された個人番号に対する機関別符号を取得するために、中間サーバーに対してリクエストを実行するための機能(自動化されたバッチ機能)。</p> <p>⑤中間サーバー等I/F機能 中間サーバー及び住基連携用サーバーと接続するための機能。</p> <p><他システムとの連携> 各システムとの連携の概要は以下のとおり。</p> <p>①奨学金業務システム ※特定個人情報ファイルを取扱わないシステム 奨学金申込情報、奨学金貸与、支給及び返還に関する情報を総合的に管理するシステム。なお、奨学金業務システムには、個人番号を含む特定個人情報は連携しないととも保有しない。</p> <p>②中間サーバー 特定個人情報の授受に係る連携(中間サーバーへの照会要求連携や、照会結果の中間サーバーからの連携)等を行う。</p> <p>③住基連携用サーバー ※個人番号を保有するための機能やデータベースを保持しないシステム 住民基本台帳ネットワークシステムと接続し、特定個人情報の授受に係る連携を行う。なお、住基連携用サーバーには個人番号を保有しない。</p>
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (中間サーバー、住基連携用サーバー)
システム2～5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>① 予約採用・在学採用における選考・審査 奨学金の貸与及び支給の認定に当たって、地方税関係情報等の特定個人情報を取得して、家計支持者の収入状況等を把握し、選考・審査を実施する。</p> <p>② 返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ) 貸与奨学生の採用後、返還誓約書の提出を受け、地方税関係情報等の特定個人情報を利用して、連帯保証人の収入状況等を確認する。</p> <p>③ 適格認定における家計支持者の収入状況の確認(給付奨学金のみ) 給付奨学生より、インターネットによる奨学金継続願の提出を受け付け、地方税関係情報等の特定個人情報を取得して、家計支持者の収入状況等を把握し、これらの情報に基づいて適格認定を行う。</p> <p>④ 不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ) 不正受給者が不正受給金を期限までに返還しない場合、機構は地方税関係情報等の特定個人情報を取得して不正受給者の収入状況等を把握し、差押えの可否又は範囲を確認する。</p> <p>⑤ 所得連動返還方式選択者の割賦額の算定 所得連動返還方式による返還を選択した者のうち、貸与奨学生については貸与終了後、給付奨学金の返還者については機構が返還を求めた日以降、機構は毎年地方税関係情報を取得し、これに基づいて割賦額を算定する。なお、割賦額は毎年見直しを行う。</p> <p>⑥ 返還期限猶予・減額返還における審査 返還者より返還期限猶予又は減額返還の願い出を受け、地方税関係情報、雇用・労働関係情報、生活保護・社会福祉関係情報等の特定個人情報を取得して、返還者等の収入状況等を把握し、審査を実施する。</p> <p>⑦ 返還者との和解に向けた折衝(貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者のみ) 法的措置を実施し、返還者が裁判所への異議申立を行った場合に、地方税関係情報等の特定個人情報を取得して、返還者等の収入状況等を把握し、和解に向けた折衝を実施する。</p> <p>⑧ 回収不能債権の償却 償却の条件に該当する債権について、地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、障害者福祉関係情報等の特定個人情報を取得して、返還者等の収入状況等を把握し、回収不能と認められるかどうかの判断を行う。</p> <p>⑨ 死亡による返還免除の審査 返還者が死亡した場合に、連帯保証人又は相続人より返還免除の願い出を受け、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報を取得して、返還者の生存(死亡)の事実の確認を実施する。</p> <p>⑩ 奨学生、返還者等の住所等現況の確認 奨学生の採用及び奨学金の回収に関する業務を確実に実施するために、地方公共団体情報システム機構から奨学生、返還者等に係る本人確認情報を取得して、氏名、住所等の現況を確認する。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>・公平かつ公正な奨学生の採用及び奨学金の回収 家計支持者、返還者等の収入状況等を正確に把握することにより、公平かつ公正な奨学生の採用及び奨学金の回収を実現することが期待できる。</p> <p>・添付書類の省略による負荷軽減 現行業務においては各種手続について奨学生等(奨学金申込者、奨学生、返還者等)に添付書類を提出することを求めているが、情報連携により添付書類が削減できるため、奨学生等の負荷が軽減されることが期待できる。</p> <p>・管理する帳票の削減 上記(添付書類の省略による負荷軽減)により、奨学生等から提出される添付書類が削減できるため、機構において管理する帳票を削減できることが期待できる。</p> <p>・紙媒体での審査業務の電子化による業務効率化 現行業務においては紙媒体で審査業務を行っているが、情報連携により情報をシステムに投入できることから、審査業務の効率化が期待できる。</p>

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条 ・番号法別表第一項番81 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第57条 ・住民基本台帳法第30条の9 ・住民基本台帳法別表第一項番47の5
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二項番106 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第53条 <p>【情報提供の根拠】</p> <p>なし(提供しない)</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策企画部
②所属長	政策企画部長 御厩 祐司
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容

※別紙参照。

(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	奨学金申込者、奨学生、返還者、連帯保証人、保証人、家計支持者、世帯構成員、二親等以内の親族、扶養者
その必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の貸与及び支給の認定における家計の審査並びに支給中の適格性の確認(給付奨学生のみ)に当たっては、家計支持者、世帯構成員の収入状況等を把握する必要がある。 ・貸与奨学生からの返還誓約書の提出を受けて連帯保証人の収入状況を確認する必要がある。 ・不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ)のため、不正受給者の収入状況等を把握する必要がある。 ・所得連動返還方式選択者の割賦額の算定、返還期限猶予、減額返還、死亡による返還免除、その他奨学生の採用及び奨学金の回収に係る業務に当たっては、奨学金申込者、奨学生、返還者、連帯保証人、保証人、世帯構成員、二親等以内の親族、扶養者の収入状況や住所等を把握する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号(※1)及びその他識別情報(内部番号)(※2)については、対象者を正確に特定するために保有する。 ※1: 機関別符号 ※2: 奨学生番号、受付番号、機構内統合宛名番号 ○連絡先等情報 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所): 奨学生等への連絡及び本人確認のために保有する。 ・その他住民票関係情報: 返還期限猶予・減額返還における審査、死亡による返還免除の審査及び奨学生、返還者等の住所等の現況確認のために異動事由、異動年月日、続柄に係る情報を取得・保有し、返還者等が提出する証明書類を削減し、審査等を効率的に行うとともに、奨学金の回収業務を確実に実施する。

その妥当性	<p>○業務関係情報 各情報を情報提供ネットワークシステムより取得し、奨学生、返還者等が提出する証明書類を削減し、審査等を効率的に行う。</p> <p>・地方税関係情報: 予約採用・在学採用における選考・審査、返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、適格認定における家計支持者の収入状況の確認(給付奨学金のみ)、不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ)、所得連動返還方式選択者の割賦額の算定、返還期限猶予・減額返還における審査、返還者との和解に向けた折衝(貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者のみ)、回収不能債権の償却の業務のために取得。</p> <p>・医療保険関係情報: 予約採用・在学採用における選考・審査、返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、返還期限猶予・減額返還における審査の業務のために取得。</p> <p>・障害者福祉関係情報: 予約採用・在学採用における選考・審査、返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、返還期限猶予・減額返還における審査、回収不能債権の償却の業務のために取得。</p> <p>・生活保護・社会福祉関係情報: 予約採用・在学採用における選考・審査、返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ)、返還期限猶予・減額返還における審査、返還者との和解に向けた折衝(貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者のみ)、回収不能債権の償却の業務のために取得。</p> <p>・雇用・労働関係情報: 予約採用・在学採用における選考・審査、返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ)、返還期限猶予・減額返還における審査、返還者との和解に向けた折衝(貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者のみ)の業務のために取得。</p> <p>・年金関係情報: 予約採用・在学採用における選考・審査、返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ)、返還者との和解に向けた折衝(貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者のみ)の業務のために取得。</p>
	全ての記録項目
⑤保有開始日	平成29年4月1日
⑥事務担当部署	貸与・給付部、返還部、債権管理部
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働大臣) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県知事、市区町村長) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()

<p>③入手の時期・頻度</p>	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金申込、返還誓約書提出、連帯保証人等変更、家計支持者変更(給付奨学生のみ)、扶養者情報提出、返還期限猶予・減額返還の申請、返還者との和解に向けた折衝、死亡による返還免除の申請時に、奨学生等及びその関係者(家計支持者、連帯保証人、保証人、世帯構成員、二親等以内の親族、扶養者)の個人番号を本人又は本人の代理人から郵送又は対面で入手する。 <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡による返還免除の審査: 連帯保証人又は相続人より返還免除の願い出を受け付けた都度、本人確認情報を入手する。 ・奨学生、返還者等の住所等現況の確認: 奨学生の採用及び奨学金の回収に関する業務の実施に当たり、確認の必要が生じた都度、住所等の本人確認情報を入手する。 ・番号制度導入前の既存の奨学生等の個人番号については、郵便物の返送等を受けて住所調査等の必要が生じた都度、入手する。 <p>【情報提供ネットワークシステムからの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約採用・在学採用における選考・審査: 奨学金申込を受け付けた都度(主に4月～7月)、特定個人情報入手する。 ・返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ): 返還誓約書提出を受けた都度(主に7月～9月)、特定個人情報入手する。 ・適格認定における家計支持者の収入状況の確認(給付奨学金のみ): 給付奨学金継続願の提出を受け付けた都度(主に12月～3月)、特定個人情報入手する。 ・不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ): 不正受給金が期限までに返還されない場合、その都度特定個人情報入手する。 ・所得連動返還方式選択者の割賦額の算定: 原則として前年の所得に基づき割賦額を算定し、当該割賦額は毎年見直しを行うため、年1回(主に7月～9月)特定個人情報入手する。また、返還開始1年経過後に、所得連動返還方式に変更する場合、割賦額を算定するため、返還方式変更時に特定個人情報を入手する。 ・返還期限猶予・減額返還における審査: 返還者より願い出を受け付けた都度、特定個人情報を入手する。 ・返還者との和解に向けた折衝(貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者のみ): 裁判所より異議申立の連絡を受領後、返還者との和解に向けた和解の折衝を行う都度、特定個人情報を入手する。 ・回収不能債権の償却のための返還者等の収入状況の確認: 対象となる債権に係る返還者等の収入状況の確認を行う都度、特定個人情報入手する。
<p>④入手に係る妥当性</p>	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <p>番号法第9条第1項及び第14条第1項に基づき、奨学金申込、返還誓約書提出、連帯保証人等変更、家計支持者変更(給付奨学生のみ)、扶養者情報提出、返還期限猶予・減額返還の申請、返還者との和解に向けた折衝、死亡による返還免除の申請時に、奨学生等及びその関係者(家計支持者、連帯保証人、保証人、世帯構成員、二親等以内の親族、扶養者)の個人番号を、本人又は本人の代理人から郵送又は対面で入手する。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</p> <p>番号法第9条第1項及び第14条第2項に基づき、死亡による返還免除の願い出を受け付けた都度、また、奨学生の採用及び奨学金の回収に関する業務の実施に当たり、奨学生、返還者等の住所等現況の確認の必要が生じた都度、地方公共団体情報システム機構に照会して電子記録媒体等により個人番号及びその他の本人確認情報を入手する。</p> <p>【情報提供ネットワークシステムからの入手】</p> <p>番号法第19条第7号に基づき、予約採用・在学採用における選考・審査(主に4月～7月)、連帯保証人の収入状況の確認(返還誓約書提出時、主に7～9月)、適格認定における家計支持者の収入状況の確認(給付奨学金のみ、主に12月～3月)、不正受給金に係る財産調査(給付奨学金のみ、発生の都度)、所得連動返還方式選択者の割賦額の算定(主に7月～9月)、返還期限猶予・減額返還における審査、返還者との和解に向けた折衝、回収不能債権の償却のための返還者等の収入状況の確認、これらの業務を行うために、奨学生等からの申請又は裁判所からの連絡等を受けた都度、情報提供ネットワークシステムに照会して特定個人情報を入手する。</p>
<p>⑤本人への明示</p>	<p>奨学生等及びその関係者(家計支持者、連帯保証人、保証人、世帯構成員、二親等以内の親族、扶養者)に個人番号の提供を求める措置について規定した上で、個人番号を取得する際に、機構が学資の貸与及び支給に係る事務の実施を目的として、本人又は本人の代理人から、あるいは地方公共団体情報システム機構から個人番号を収集すること、及び、個人番号を利用して地方公共団体情報システム機構及び情報提供ネットワークシステムに照会して特定個人情報を取得し利用することを本人に明示し、本人から同意を得る。</p>

⑥使用目的 ※		<p>①予約採用・在学採用における選考・審査 奨学金申込者より、インターネットによる奨学金申込を受け付け、家計支持者の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて選考・審査を行う。</p> <p>②返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ) 採用決定後、奨学生から借入金額と保証関係及び今後の返還方法、貸借関係を確認するための返還誓約書の提出を受け、連帯保証人の収入状況等に係る特定個人情報を取得し確認する。</p> <p>③適格認定における家計支持者の収入状況の確認(給付奨学金のみ) 給付奨学生より、インターネットによる奨学金継続願の提出を受け付け、家計支持者の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて適格認定を行う。</p> <p>④不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ) 不正受給者が不正受給金を期限までに返還しない場合、機構は不正受給者の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、差押えの可否又は範囲を確認する。</p> <p>⑤所得連動返還方式選択者の割賦額の算定 所得連動返還方式による返還を選択した者のうち、貸与奨学生については貸与終了後、給付奨学金の返還者については機構が返還を求めた日以降、機構は毎年地方税関係情報を取得し、これに基づいて割賦額を算定する。なお、割賦額は毎年見直しを行う。</p> <p>⑥返還期限猶予・減額返還における審査 奨学金返還中に経済困難、失業等の理由により返還が困難になった返還者より、返還期限猶予や減額返還の願い出を受け付け、返還者等の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて審査を行う。</p> <p>⑦返還者との和解に向けた折衝 返還が滞った場合、貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者に対して機構は裁判所を通じた督促である支払督促申立等を行うが、これに対して返還者が裁判所に対して異議申立を行った場合には、返還者等の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて返還者との和解に向けた折衝を行う。</p> <p>⑧回収不能債権の償却 償却の条件に該当する債権が発生した場合に、返還者等の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて回収不能と認められるかどうかの判断を行う。</p> <p>⑨死亡による返還免除の審査 返還者が死亡した場合に連帯保証人又は相続人より返還免除の願い出を受け付け、地方公共団体情報システム機構より返還者に係る本人確認情報(異動事由・異動年月日)を取得して、これらの情報に基づき審査を行う。</p> <p>⑩奨学生、返還者等の住所等現況の確認 機構が返還者等宛に発送した郵便物が返送される、あるいは返還者等宛に照会や督促を行っても応答が無いなど、連絡の取れなくなった返還者等について、地方公共団体情報システム機構より本人確認情報を取得し、住所等の現況を確認した上で、郵便物の再発送その他の連絡・督促等を実施する。</p>
	変更の妥当性	新たに、奨学金の返還における所得連動返還方式及び給付奨学金に係る事務を追加したが、これは番号法別表第一の81の項及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第57条の改正に伴うものであり、変更は妥当である。
⑦使用の主体	使用部署 ※	情報部、貸与・給付部、返還部、債権管理部
	使用者数	<p>[100人以上500人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>

⑧使用方法 ※	<p>・奨学生等より提供された個人番号、奨学金業務システムに保有する奨学生番号、基本4情報等の情報を紐付け用DBシステムに登録する。</p> <p>・番号制度導入前の既存の奨学生・返還者等の個人番号については、必要性に応じて、機構が保有する基本4情報をキーワードとして地方公共団体情報システム機構より取得し、紐付け用DBシステムに登録する。</p> <p>・登録した個人番号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステム及び地方公共団体情報システム機構より特定個人情報を照会・取得し、紐付け用DBシステムに保存の上、以下の①～⑩の業務において使用する。</p> <p>①予約採用・在学採用における選考・審査 奨学金申込者より、インターネットによる奨学金申込を受け付け、家計支持者の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて選考・審査を行う。</p> <p>②返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ) 採用決定後、奨学生から借入金額と保証関係及び今後の返還方法、貸借関係を確認するための返還誓約書の提出を受け、連帯保証人の収入状況等に係る特定個人情報を取得し確認する。</p> <p>③適格認定における家計支持者の収入状況の確認(給付奨学金のみ) 給付奨学生より、インターネットによる奨学金継続願の提出を受け付け、家計支持者の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて適格認定を行う。</p> <p>④不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ) 不正受給者が不正受給金を期限までに返還しない場合、機構は不正受給者の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、差押えの可否又は範囲を確認する。</p> <p>⑤所得連動返還方式選択者の割賦額の算定 所得連動返還方式による返還を選択した者のうち、貸与奨学生については貸与終了後、給付奨学金の返還者については機構が返還を求めた日以降、機構は毎年地方税関係情報を取得し、これに基づいて割賦額を算定する。なお、割賦額は毎年見直しを行う。</p> <p>⑥返還期限猶予・減額返還における審査 奨学金返還中に経済困難、失業等の理由により返還が困難になった返還者より、返還期限猶予や減額返還の願い出を受け付け、返還者等の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて審査を行う。</p> <p>⑦返還者との和解に向けた折衝 返還が滞った場合、貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者に対して機構は裁判所を通じた督促である支払督促申立等を行うが、これに対して返還者が裁判所に対して異議申立を行った場合には、返還者等の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて返還者との和解に向けた折衝を行う。</p> <p>⑧回収不能債権の償却 償却の条件に該当する債権が発生した場合に、返還者等の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて回収不能と認められるかどうかの判断を行う。</p> <p>⑨死亡による返還免除の審査 返還者が死亡した場合に連帯保証人又は相続人より返還免除の願い出を受け付け、地方公共団体情報システム機構より返還者に係る本人確認情報(異動事由・異動年月日)を取得して、これらの情報に基づき審査を行う。</p> <p>⑩奨学生、返還者等の住所等の現況確認 機構が返還者等宛に発送した郵便物が返送される、あるいは返還者等宛に照会や督促を行っても応答が無いなど、連絡の取れなくなった返還者等について、地方公共団体情報システム機構より本人確認情報</p>	
	情報の突合 ※	奨学金業務システムに登録された奨学生等に関する情報と、奨学生等から提供された個人番号に関する書類の情報を照合して、一致した者について奨学生番号等と個人番号を紐付けて紐付け用DBシステムへ登録する。
	情報の統計分析 ※	個人番号の収録率、処理件数等の統計処理のみを行う。個人の属性・特徴等に着目した分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学生の採用 ・給付奨学生としての適格性の認定 ・不正受給金の徴収に係る財産調査 ・所得連動返還方式選択者の割賦額の決定 ・返還期限猶予・減額返還の承認 ・法的措置時の異議申立後の返還方法に係る決定 ・債権の償却 ・死亡による返還免除の承認
	⑨使用開始日	平成29年7月18日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	個人番号を含むデータの入力業務	
①委託内容	個人番号を含むデータの入力を実施する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	奨学金申込者、奨学生、返還者、連帯保証人、保証人、家計支持者、世帯構成員、二親等以内の親族、扶養者	
その妥当性	機構の業務負荷に鑑み、外部委託を実施して当該業務を実施する必要があるため。ただし、当該業務の実施に当たっては、セキュリティ担保を行った上で推進する必要があるため、機構のセキュリティルールを定めるとともに、当該業務の専任要員を配置して業務を実施する。	
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	機構ホームページに委託先名を公表する。	
⑥委託先名	りらいあコミュニケーションズ株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として委託先の従業員により作業を行うが、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととし、委託先は機密保持、知的財産権等に関して機構が定める委託先の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、以下の内容について機構へ報告し承認を得る。 ・再委託先に関する各種情報(社名、実績、規模、各種の認証資格の有無、事業所の場所等々) ・再委託する業務内容(範囲)とその割合、作業量 ・再委託先を含めた本業務に関わる全ての組織関連を含む全体体制図 ・再委託先に対する各種管理方法(運用管理規程、作業マニュアル、課題管理、リスク管理、セキュリティ管理等々)
	⑨再委託事項	受託業務のうち一部の業務に限り再委託を可能とし、業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p>・特定個人情報を取り扱う基幹的なサーバー等の機器設置室等については、以下の対策を実施している。</p> <p>(1)立ち入る権限を有する者の特定 (2)立入りに際しての用件の確認、入退の記録の措置 (3)委託業者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視並びに委託業者の識別化等の措置 (4)ICカード、生体認証、監視カメラ等の不正入退を抑止するための防犯設備の設置 (5)前室からサーバー等の機器を設置する室に入室する際の共連れ防止対策 (6)災害時に備えるための耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置 (7)サーバー等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置</p> <p>・特定個人情報が記録された書類及び電子記録媒体の保管室については、他の執務室と区別し、施錠して部外者が入室できないよう物理的な対策を実施するとともに、電子記録媒体の保管室内には監視カメラを設置している。</p>
②保管期間	<p>期間</p> <p>[20年以上]</p> <p>その妥当性</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>機構の文書管理規程に従い、紐付け用DBシステムに保管される学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイルに記録される特定個人情報は、原則として返還完了後又は支給終了後(返還することとなった給付奨学金については返還完了後、不正受給金については徴収完了後)5年経過時まで保管する。ただし、貸与奨学金における予約採用・在学採用の審査のために取得した家計支持者や世帯構成員に係る特定個人情報は審査終了後5年経過時まで保管する。</p>
③消去方法		<p>紐付け用DBシステムに保管される学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイルに記録される特定個人情報については、保管期間経過後、システム処理にて自動削除する。また、特定個人情報等が記録されている媒体が不要となった場合には、各部の個人情報保護管理者の指示するところに従い、当該記録されている特定個人情報の復元又は判読が不可能となる方法により情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。</p>
7. 備考		
-		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【住民票関係情報】	
住民情報	世帯主との続柄コード 世帯主との続柄コード 続柄コード1 世帯主との続柄コード 続柄コード2 世帯主との続柄コード 続柄コード3 世帯主との続柄コード 続柄コード4 世帯番号
【生活保護・社会福祉関係情報】	
生活保護情報	支給開始年月日 支給終了年月日 支給情報 支給情報 支給対象年月 支給情報 支給月額合計 支給情報 一時扶助額
【障害者福祉関係情報】	
身体障害者手帳情報	身体障害者手帳初回交付年月日 身体障害者手帳返還年月日 身体障害者手帳再交付年月日 身体障害者手帳等級コード 障害名 身体障害者手帳障害情報 身体障害者手帳障害情報 身体障害者手帳等級障害程度コード 身体障害者手帳障害情報 身体障害者手帳部位コード 身体障害者手帳障害情報 身体障害者手帳障害認定日
精神障害者保健福祉手帳情報	精神手帳交付年月日 精神手帳返還年月日 精神手帳再交付年月日 精神手帳等級コード 精神手帳有効期間終了年月日
【雇用・労働関係情報】	
雇用保険適用情報	資格取得年月日
雇用保険求職者給付情報	離職年月日 求職申込年月日 離職理由コード 受給期間満了年月日 所定給付日数 求職者給付 求職者給付 基本手当 求職者給付 技能習得手当 求職者給付 寄宿手当 求職者給付 傷病手当 就職促進給付 就職促進給付 就業促進手当 就職促進給付 移転費 就職促進給付 広域求職活動費
教育訓練給付	教育訓練給付金(一般) 教育訓練給付金(一般) 受給額 教育訓練給付金(一般) 受給年月日
雇用継続給付	高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金 高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金 支給対象年月 高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金 受給額 育児休業給付金 育児休業給付金 受給額 育児休業給付金 受給年月日 介護休業給付金 介護休業給付金 受給額 介護休業給付金 受給年月日
日雇労働求職者給付金	受給額 支給対象月
【医療保険関係情報】	
被用者保険関係情報(健康保険)	資格情報 資格情報 保険者番号 資格情報 保険者名称 資格情報 被保険者証記号番号 資格情報 有効期限 資格情報 受給者区分(被保険者又は被扶養者) 資格情報 資格取得日 資格情報 資格喪失日

後期高齢者医療関係情報	資格情報 資格情報 証区分 資格情報 資格取得日 資格情報 資格喪失日 資格情報 保険者番号 資格情報 保険者名称 資格情報 被保険者番号 資格情報 有効期限 資格情報 負担区分等証明情報
国民健康保険関係情報	資格情報 資格情報 保険者番号 資格情報 保険者名称 資格情報 被保険者証記号番号 資格情報 組合員コード 資格情報 証区分 資格情報 有効期限 資格情報 資格取得日 資格情報 資格喪失日 資格情報 国民健康保険旧被扶養者情報
船員保険関係情報	資格情報 資格情報 保険者番号 資格情報 保険者名称 資格情報 被保険者証記号番号 資格情報 有効期限 資格情報 受給者区分(被保険者又は被扶養者) 資格情報 資格取得日 資格情報 資格喪失日
被用者保険関係情報(共済組合)	資格情報 資格情報 保険者番号 資格情報 保険者名称 資格情報 被保険者証記号番号 資格情報 有効期限 資格情報 受給者区分(被保険者又は被扶養者) 資格情報 資格取得日 資格情報 資格喪失日
介護保険関係情報	被保険者資格関連情報 被保険者資格関連情報 被保険者番号 被保険者資格関連情報 保険者番号 被保険者資格関連情報 被保険者資格取得年月日 被保険者資格関連情報 被保険者資格喪失年月日 被保険者資格関連情報 資格異動事由コード 被保険者資格関連情報 被保険者区分
【地方税関係情報】	
個人住民税情報	課税年度 総所得金額等 合計所得金額 合計所得金額情報 合計所得金額情報 総所得金額情報 合計所得金額情報 山林所得額 合計所得金額情報 退職所得額(総合) 合計所得金額情報 譲渡所得額(申告分離) 合計所得金額情報 株式等譲渡所得額(申告分離) 合計所得金額情報 上場株式等配当等所得額(申告分離) 合計所得金額情報 先物取引雑所得額(申告分離) 配偶者控除等 扶養控除情報 扶養控除情報 一般 扶養控除情報 特定 扶養控除情報 老人 扶養控除情報 同老 16歳未満扶養者数 障害者控除情報 障害者控除情報 普障 障害者控除情報 特障 障害者控除情報 同特 本人該当区分 本人該当区分 控除対象配偶者 本人該当区分 控除対象障害者

本人該当区分 控除対象寡婦(寡夫)
本人該当区分 控除対象勤労学生
本人該当区分 扶養控除対象
本人該当区分 16歳未満扶養親族
課税所得額(課税標準額)
市町村民税所得割額
市町村民税均等割額
所得税確定申告書の提出の有無
住民税申告書の提出の有無
住民登録外課税の有無
住民登録外課税者の課税地市区町村コード

【年金関係情報】

年金給付記録情報

基礎年金番号
年金給付情報
年金給付情報 旧法厚生年金老齢年金情報
年金給付情報 旧法厚生年金通算老齢年金情報
年金給付情報 旧法厚生年金特例老齢年金情報
年金給付情報 旧法厚生年金障害年金情報
年金給付情報 旧法厚生年金遺族年金情報
年金給付情報 旧法厚生年金寡婦年金情報
年金給付情報 旧法厚生年金かん夫年金情報
年金給付情報 旧法厚生年金遺児年金情報
年金給付情報 旧法厚生年金通算遺族年金情報
年金給付情報 旧法・新法厚生年金特例遺族年金情報
年金給付情報 旧法船員年金老齢年金情報
年金給付情報 旧法船員年金通算老齢年金情報
年金給付情報 旧法船員年金養老年金情報
年金給付情報 旧法船員年金特例老齢年金情報
年金給付情報 旧法船員年金障害年金情報
年金給付情報 旧法船員年金遺族年金情報
年金給付情報 旧法船員年金寡婦年金情報
年金給付情報 旧法船員年金遺児年金情報
年金給付情報 旧法船員年金通算遺族年金情報
年金給付情報 旧法船員年金特例遺族年金情報
年金給付情報 旧法国民年金老齢年金情報(法第26条・76条該当)
年金給付情報 旧法国民年金老齢年金情報(法第78条該当)
年金給付情報 旧法国民年金老齢年金情報(旧令陸軍共済該当)
年金給付情報 旧法国民年金老齢年金情報(5年年金該当)
年金給付情報 旧法国民年金通算老齢年金情報
年金給付情報 新法老齢基礎年金・老齢厚生年金情報(特別支給の老齢厚生年金・特例老齢年金含む)
年金給付情報 新法障害基礎年金・障害厚生年金情報
年金給付情報 新法遺族基礎年金・遺族厚生年金情報
年金給付情報 旧法国民年金障害年金情報
年金給付情報 旧法国民年金母子年金情報
年金給付情報 旧法国民年金準母子年金情報
年金給付情報 旧法国民年金寡婦年金情報
年金給付情報 旧法国民年金遺児年金情報
年金給付情報 新法障害基礎年金情報(障害福祉年金裁定替え分)
年金給付情報 新法遺族基礎年金情報(母子福祉年金裁定替え分)
年金給付情報 新法遺族基礎年金情報(準母子福祉年金裁定替え分)
年金給付情報 新法障害基礎年金情報
年金給付情報 新法寡婦年金情報
年金給付情報 新法障害基礎年金情報(20歳前障害初診日分)
年金給付情報 新法遺族基礎年金情報
年金給付情報 旧法共済年金 退職年金・減額退職年金・旧船員保険法該当老齢年金情報(旧三共済)
年金給付情報 旧法共済年金 通算退職年金・旧船員保険法該当通算老齢年金情報(旧三共済)
年金給付情報 旧法共済年金 障害年金情報(旧三共済)
年金給付情報 旧法共済年金 遺族年金・旧船員保険法該当遺族年金情報(旧三共済)
年金給付情報 旧法共済年金 通算遺族年金・旧船員保険法該当通算遺族年金情報(旧三共済)
年金給付情報 新法退職共済年金情報(旧三共済)
年金給付情報 新法障害共済年金情報(旧三共済)
年金給付情報 新法遺族共済年金情報(旧三共済)
年金給付情報 旧法共済年金 退職年金・減額退職年金・旧船員保険法該当老齢年金情報(旧農林漁業共済)

	年金給付情報 旧法共済年金 通算退職年金・旧船員保険法該当通算老齢年金情報(旧農林漁業共済)
	年金給付情報 旧法共済年金 障害年金情報(旧農林漁業共済)
	年金給付情報 旧法共済年金 遺族年金・旧船員保険法該当遺族年金情報(旧農林漁業共済)
	年金給付情報 旧法共済年金 通算遺族年金・旧船員保険法該当通算遺族年金情報(旧農林漁業共済)
	年金給付情報 新法退職共済年金情報(旧農林漁業共済)
	年金給付情報 新法障害共済年金情報(旧農林漁業共済)
	年金給付情報 新法遺族共済年金情報(旧農林漁業共済)
	老齡福祉年金情報
	老齡福祉年金情報 受給権取得日
	老齡福祉年金情報 裁定日
	老齡福祉年金情報 失権日
	老齡福祉年金情報 支給停止額
	老齡福祉年金情報 支給額
	老齡福祉年金情報 支給停止期間開始
	老齡福祉年金情報 支給停止期間終了
	老齡福祉年金情報 支払記録情報
年金給付情報(国共済関連)	基礎年金番号
	新法厚生年金情報
	新法厚生年金情報 新法老齡厚生年金情報
	新法厚生年金情報 新法障害厚生年金情報
	新法厚生年金情報 新法遺族厚生年金情報
	旧法共済年金
	旧法共済年金 旧法共済年金 退職年金・減額退職年金・旧船員保険法該当老齡年金情報
	旧法共済年金 旧法共済年金 通算退職年金・旧船員保険法該当通算老齡年金情報
	旧法共済年金 旧法共済年金 障害年金情報
	旧法共済年金 旧法共済年金 遺族年金・旧船員保険法該当遺族年金情報
	旧法共済年金 旧法共済年金 通算遺族年金・旧船員保険法該当通算遺族年金情報
	共済年金
	共済年金 新法退職共済年金情報
	共済年金 新法障害共済年金情報
	共済年金 新法遺族共済年金情報
年金給付情報(地共済関連)	基礎年金番号
	新法厚生年金情報
	新法厚生年金情報 新法老齡厚生年金情報
	新法厚生年金情報 新法障害厚生年金情報
	新法厚生年金情報 新法遺族厚生年金情報
	旧法共済年金
	旧法共済年金 退職年金・減額退職年金・旧船員保険法老齡年金情報
	旧法共済年金 通算退職年金・旧船員保険法通算老齡年金情報
	旧法共済年金 障害年金情報
	旧法共済年金 遺族年金・旧船員保険法遺族年金情報
	旧法共済年金 通算遺族年金・旧船員保険法通算遺族年金情報
	共済年金
	共済年金 退職共済年金情報
	共済年金 障害共済年金情報
	共済年金 遺族共済年金情報
年金給付情報(私学共済関連)	基礎年金番号
	新法厚生年金情報
	新法厚生年金情報 新法老齡厚生年金情報
	新法厚生年金情報 新法障害厚生年金情報
	新法厚生年金情報 新法遺族厚生年金情報
	旧法共済年金
	旧法共済年金 退職年金・減額退職年金
	旧法共済年金 通算退職年金
	旧法共済年金 障害年金情報
	旧法共済年金 遺族年金情報
	旧法共済年金 通算遺族年金情報
	共済年金
	共済年金 退職共済年金情報
	共済年金 障害共済年金情報
	共済年金 遺族共済年金情報

【本人確認情報及びその他住民票関係情報】

個人番号	
機構内統合宛名番号	
受付番号	
奨学生番号	
氏名	
生年月日	
性別	
住所	
異動事由	
異動年月日	

(備考)

上記には、要配慮個人情報を含みます。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号により情報照会をする必要のある対象者について奨学金案内等で十分に周知の上、必要な対象者の個人番号のみ郵送又は対面で提出させる。 ・入手の際は、番号法第16条に定められた本人確認のための書類を提出させ、奨学金業務システムに登録された内容あるいは申請様式に記載された内容と照合し、対象者の個人番号であることを確認する。 <p>【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】</p> <p>地方公共団体情報システム機構より取得する本人確認情報については、必要な対象者の情報のみ取得するようシステムで制御を行う。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <p>奨学金申込等の申請に必要な書類については奨学金案内等で十分に周知の上、各種の申請内容に応じた所定の申請様式、番号法第16条に定められた本人確認のための書類及び所定の様式による同意書のみを、郵送又は対面により提出させ、その他の不要な情報を提出させない。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】</p> <p>地方公共団体情報システム機構より取得する本人確認情報については、必要な情報のみ取得するようシステムで制御を行う。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の入手時には、奨学生等及びその関係者の本人に対して、個人番号の利用目的を明示し、本人より同意を得る（同意書の提出による。）。 ・奨学生等以外の関係者（家計支持者を除く）の個人番号を、申請者である奨学生等が代理人として提出する場合には、各関係者からの委任状を併せて機構に提出する。 ・機構が奨学生等及びその関係者（家計支持者を除く）について本人確認を行うに当たっては番号法第16条に基づき本人確認に必要な最小限の書類のみを提出させる。 ・奨学金申込者・奨学生が家計支持者について本人確認を行うに当たっては、機構は奨学金申込者・奨学生に対し、番号法第16条に基づき本人確認に必要な最小限の書類で確認するよう十分に指導する。 <p>【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】</p> <p>地方公共団体情報システム機構より取得する本人確認情報については、必要な情報のみ取得するようシステムで制御を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <p>奨学生等から奨学金申込等の申請時に郵送又は対面により個人番号の提供を受ける場合は、奨学生等及びその関係者（家計支持者を除く）においては番号法第16条により定められた本人確認のための書類を提出させ、これに基づいて機構が本人確認を行い、家計支持者については奨学生等が行う。さらに、個人番号に関する書類に記載された情報と、奨学金業務システムに登録されている情報あるいは提出された申請様式に記載された内容を照合し、対象者の個人番号であることを確認する。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】</p> <p>地方公共団体情報システム機構からの入手に当たっては、番号法第8条の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が個人番号を生成しているため、入手元において、個人番号が本人の情報であることは担保されている。</p>

個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】 奨学生等から奨学金申込等の申請時に郵送又は対面により個人番号の提供を受ける場合は、奨学生等及びその関係者(家計支持者を除く)においては番号法第16条により定められた本人確認のための書類を提出させ、これに基づいて機構が本人確認を行い、家計支持者については奨学生等が行う。また、個人番号に関する書類に記載された情報と、奨学金業務システムに登録されている情報あるいは提出された申請様式に記載された内容を照合し、さらに、提供を受けた個人番号をキーワードとして地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、奨学金業務システムに登録されている情報と照合し、対象者の個人番号であることを確認する。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 地方公共団体情報システム機構からの入手に当たっては、番号法第8条の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が個人番号を生成しているため、入手元において、個人番号が本人の情報であることは担保されている。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】 本人確認の措置及び真正性確認の措置を実施した際に、提出された個人番号関連書類等に記載された情報と奨学金業務システムや紐付け用DBシステムに登録された情報間に差異がある場合は、機構は奨学生等及びその関係者に確認し又は確認させ、正確な情報を把握する。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 地方公共団体情報システム機構より取得する本人確認情報については、地方公共団体情報システム機構において正確性を担保されている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】 ・個人番号に関する書類等を郵送により提出する際は、提出に係る履歴が分かるよう書留郵便等により送付するよう奨学金申込者等に指示する。 ・奨学生、返還者等から受領した個人番号に関する書類等は、受領時に件数確認等を実施した上で厳重に保管する。受領した書類に不備等があった場合は、奨学生、返還者等一人の書類をひとつのクリアファイルでまとめる等により他人の不備返送の書類と混在しないよう管理し、返送時には、書類一式と返送用封筒の宛先をダブル・チェックするといった措置を行う。 ・紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末において、紐付け用DBシステムから個人番号を含んだファイルを取り出して保管することができないようにシステム制御を行う。また、システム制御が不可能な複製行為(画面キャプチャを利用しての紙への出力(印刷)、手書きメモ等)を禁止するルールを定める。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 ・地方公共団体情報システム機構より取得する本人確認情報については、必要な情報のみ取得するようシステムで制御を行うとともに、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワークを利用し、機密性を確保する。 ・本人確認情報を照会できる職員を限定し、漏えい・紛失のリスクを軽減する。 ・電子記録媒体により入手する場合は、データを暗号化の上、2人以上の機構職員が直接媒体を受け取り、持ち運ぶ。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	紐付け用DBシステムには、個人番号を利用する業務に必要なとなる最小限の情報(奨学生番号、基本4情報等)及び情報提供ネットワークシステムや地方公共団体情報システム機構より取得した情報のみを記録するとともに、これらのシステムにアクセスできる職員を限定することにより、目的を超えた紐付け、事務に必要な無い情報との紐付けを防止する。なお、奨学金業務システムには特定個人情報を連携しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	奨学金業務システムには、個人番号を一切保存せず、不必要な紐付けを行わない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・紐付け用DBシステムを利用できる職員を限定し、各個人に対してユーザーID/パスワードを付与して、ログイン認証を行う。 ・複数名で使用できる共用IDは作成しない。 ・パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御するとともに、文字種の混在や桁数についても条件を設定する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【ユーザーIDの発効管理】 システム管理者が、職員の業務内容に応じてシステムへのアクセス権限を定めた規則に則り、ID/パスワードを発効し、各画面における必要最低限の操作権限を付与する。 【ユーザーIDの失効管理】 システム管理者が、人事異動等を確認の上、職員のアクセス権限が不要となった場合には、ID/パスワードを失効させる。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・職員の業務内容に応じて利用権限を定めた規則に則り、システム管理者が各部署及び各職員のアクセス権限を記載した管理表を作成し、定期的に見直しを行い、厳格な管理を行う。 ・操作ログを記録することにより、不正なアクセスが行われていないかを確認する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・番号法第23条に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して、どのような特定個人情報が情報提供機関と機関間でやりとりされたかに係る記録を保管する。 ・個人番号の登録にあたり、住民基本台帳ネットワークシステムを使用して個人番号の真正性を確認した事実、実施日等の証跡について記録する。 ・特定個人情報の使用について証跡ログを作成し、一定期間保管するとともに、定期的に解析・分析を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の目的外利用の禁止、個人情報の適切な取扱い、並びに情報セキュリティの重要性について理解させることを目的として、適宜、業務に従事する職員を対象に個人情報保護研修及び情報セキュリティ研修を実施する。 ・特定個人情報の利用に当たっては、システム管理者が当該職員の職務内容に応じて操作権限を付与し、業務に必要な無い処理を行えないようセキュリティ対策を講ずる。 ・操作に係るログを記録し、証跡管理を行い、業務に必要な無い処理や権限を越えた特定個人情報の照会等が行われていないか確認する。 ・紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末において、紐付け用DBシステムから個人番号を含んだファイルを取り出して保管することができないようにシステム制御を行う。また、システム制御が不可能な複製行為(画面キャプチャ、手書きメモ等)を禁止するルールを定める。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末において、紐付け用DBシステムから個人番号を含んだファイルを取り出して保管することができないようにシステム制御を行う。また、システム制御が不可能な複製行為(画面キャプチャ、手書きメモ等)を禁止するルールを定める。 ・地方公共団体情報システム機構より本人確認情報を入手する際に利用する電子記録媒体、パンチ業者より納品される特定個人情報記録された電子記録媒体及び特定個人情報を取り扱うシステムのバックアップファイルが記録された電子記録媒体は、いずれも暗号化の上厳重に保管する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先の選定に当たっては、ISO27001やプライバシーマークの取得実績、事業者における情報セキュリティを確保するための体制・個人情報の管理体制について資料を提出させ、高度なセキュリティ対策・個人情報管理体制を有していることを確認する。 ・契約後は、委託先への立入検査等により、管理体制を確認する。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[制限している] <選択肢></p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>
具体的な制限方法	委託先は、委託業務の実施に当たり、特定個人情報ファイルにアクセスできる従業者を必要最小限に限定し、当該者のみにアクセス権限を付与する。また、アクセス権限は必要最小限の範囲に限り許可を与える。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	委託先は、特定個人情報ファイルへのアクセス記録及びシステム処理の操作ログを記録し一定期間保管するとともに、許可された範囲以外の作業を実施していないか確認する。
特定個人情報の提供ルール	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への特定個人情報の提供を禁止する旨を契約書に明記し、その履行状況について実績報告書を提出させることにより確認を行う。
委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、機構より提供する特定個人情報の目的外の利用及び他者への提供を禁止する旨、また、機構から提供された特定個人情報は必要がなくなり次第に速やかに機構に返却する旨を契約書に明記する。加えて、秘密保持に係る誓約書等を委託先から提出させる。 ・機構より委託先に特定個人情報を提供する際は、委託先の捺印入の受領書を機構にて保管する。 ・委託先より管理表や実績報告書を提出させることにより、特定個人情報の提供に係る上記ルールの履行状況について確認を行い、番号法第10条、第11条の趣旨を踏まえ、必要かつ適切な監督を行う。

特定個人情報の消去ルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	特定個人情報が記録された書面を廃棄する場合には、復元が困難な状態にする。また、特定個人情報が保存された電子計算機及び外部記録媒体を廃棄する場合は、データ消去ソフトウェア若しくはデータ消去装置の利用又は物理的な破壊若しくは磁気的な破壊により、復元が困難な状態にする。消去作業後に、廃棄等に関する実施結果を機構に報告する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	以下の内容を契約書に定める。 (1) 特定個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務 (2) 特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の複製等の制限に関する事項 (3) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項 (4) 特定個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項 (5) 委託終了時における特定個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項 (6) 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する事項 (7) 従業者に対する監督・教育の義務 (8) 契約内容の遵守状況について報告を求める規定 (9) 機構が委託先に対して実施する監査に関する義務 (10) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	原則として委託先の従業員により作業を行うが、第三者に再委託を行う場合は、委託先は機密保持、知的財産権等に関して機構が定める委託先の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、以下の内容について機構へ報告し承認を得る。 ・再委託先に関する各種情報(社名、実績、規模、各種の認証資格の有無、事業所の場所等々) ・再委託する業務内容(範囲)とその割合、作業量 ・再委託先を含めた本業務に関わる全ての組織関連を含む全体体制図 ・再委託先に対する各種管理方法(運用管理規程、作業マニュアル、課題管理、リスク管理、セキュリティ管理等々)	
その他の措置の内容	委託先は、再委託先において、番号法に基づき機構が果たすべき安全管理措置と同様の措置が講じられていることをあらかじめ確認するとともに、再委託した業務の実施においても当該措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することから、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。</p> <p>※1: 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 ※2: 番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの ※3: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計された中間サーバーを利用し、安全性を確保した上で情報取得を行い、情報提供ネットワークシステムと中間サーバーとのシステム連携以外による情報取得は行わない。また、機構側のシステムと情報提供ネットワークシステムとの間は、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持したネットワーク(文部科学省ネットワーク、政府共通ネットワーク等)を利用し、安全性を確保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	中間サーバーを介して、機関別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手することにより、照会対象者に係る正確な特定個人情報を入手することを担保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・機構側のシステムと情報提供ネットワークシステムとの間は、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワーク(文部科学省ネットワーク、政府共通ネットワーク等)を利用し、機密性を確保する。</p> <p>・各システムにファイアウォールを設けて、関係するシステム間の通信のみ許可する。</p> <p>・紐付け用DBシステムに接続する端末は、インターネット閲覧やメール送受信等が行えないように制御された業務用の専用端末のみとし、その他の使用許可を得ていない端末からのアクセスを受け付けられないようシステム側で制御する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[十分に遵守している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>・特定個人情報を取り扱う基幹的なサーバー等の機器設置室等については、以下の対策を実施している。</p> <p>(1) 立ち入る権限を有する者の特定 (2) 立ち入りに際しての用件の確認、入退の記録の措置 (3) 委託業者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視並びに委託業者の識別化等の措置 (4) ICカード、生体認証、監視カメラ等の不正入退を抑止するための防犯設備の設置 (5) 前室からサーバー等の機器を設置する室に入室する際の共連れ防止対策 (6) 災害時に備えるための耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置 (7) サーバー等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置</p> <p>・特定個人情報が記録された書類及び電子記録媒体の保管室については、他の執務室と区別し、施錠して部外者が入室できないよう物理的な対策を実施するとともに、電子記録媒体の保管室内には監視カメラを設置している。</p>	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>特定個人情報を取り扱う情報システムについては、次に掲げる措置を実施する。</p> <p>(1) 外部からの不正アクセスを防止するためのファイアウォールの設定による経路制御等を行う。 (2) 不正プログラムによる特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するためのウイルス対策ソフトの導入、最新パターンファイルへの更新による不正プログラムの感染防止等を行う。 (3) 特定個人情報の通信暗号化、データベース暗号化を行う。 (4) 特定個人情報に係る情報システムに関するミドルウェア等の最新セキュリティパッチ適用を行う。 (5) 紐付け用DBシステムに接続する端末は、インターネット閲覧やメール送受信等が行えないように制御された業務用の専用端末であり、インターネットからの不正なアクセスやインターネットへのデータの流出が起らないよう制御を行う。 (6) 紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末において、紐付け用DBシステムから個人番号を含んだファイルを取り出して保管することができないようにシステム制御を行う。また、システム制御が不可能な複製行為(画面キャプチャを利用しての紙への出力(印刷)、手書きメモ等)を禁止するルールを定める。</p>	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号についても引き続き生存者の個人番号と同様の方法で保管することとしている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	業務の目的に応じて、その都度本人からの提出書類や地方公共団体情報システム機構の利用により現況確認を行い、その情報に基づいて情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報を入手し更新することにより、情報の最新性を確保する。 なお、機構は情報照会のみ実施し、情報提供は行わないため、古い情報の提供により他機関へ影響を及ぼすことはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	紐付け用DBシステムに保管される学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイルに記録される特定個人情報については、保管期間経過後、システム処理にて自動削除する。また、特定個人情報が記録されている媒体が不要となった場合には、各部の個人情報保護管理者の指示するところに従い、当該記録されている特定個人情報等の復元又は判読が不可能となる方法により情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応として、以下の措置をとることとしている。</p> <p>①特定個人情報の情報漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、個人情報保護管理者に直ちに報告する。</p> <p>②個人情報保護管理者は被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、個人情報総括保護管理者に報告する。</p> <p>③個人情報総括保護管理者は事案の内容等に応じて理事長、理事、監事に報告する。</p> <p>④個人情報総括保護管理者は事案の内容等に応じて文部科学省及び個人情報保護委員会に対し、速やかに情報提供を行う。ただし、当該事案が重大事案(情報提供ネットワークシステム又は個人番号を取り扱う情報システムで使用するネットワークから外部に情報漏えい等があった場合(不正アクセス又は不正プログラムによるものを含む。)、事案における特定個人情報の本人の数が101人以上である場合、不特定多数の人が閲覧できる状態になった場合、職員が不正の目的で持ち出したり利用したりした場合その他各機関において重大事案と判断される場合)である場合は当該事案の発生又はそのおそれのある事が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告する。</p> <p>⑤個人情報保護管理者は事案発生の原因分析及び影響範囲の特定をし、再発防止策を策定する。</p> <p>⑥個人情報保護管理者は事案の内容・影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応を行う。</p> <p>⑦個人情報総括保護管理者は、公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況、再発防止策等について、総務省に情報提供を行う。</p>		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	各部等の個人情報保護管理者は特定個人情報の管理等の状況について定期的に点検を行い個人情報総括保護管理者に報告する。 このほか、特定個人情報を取り扱う職員を対象として、特定個人情報の取扱い等に関する自己点検及び情報セキュリティに関する自己点検を定期的実施する。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	特定個人情報の管理の状況等については、監査責任者が定期に及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を個人情報総括保護管理者に報告する。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	以下のとおり特定個人情報を取り扱う職員に対する教育・啓発を行う。 ①特定個人情報の取扱いについて理解を深め、特定個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う。 ②特定個人情報の取扱いに係る業務のうち情報システムの管理、運用の業務に従事する職員に対しては、①の研修のほか、特定個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する必要な研修を行う。
3. その他のリスク対策	
—	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部 情報公開室
②請求方法	個人情報ファイル簿や窓口(情報公開室)での問合せ等により、開示請求する内容を決定後、所定の様式に記入し、手数料(1件300円、現金又は郵送の場合は定額小為替証書)と共に請求する。
特記事項	開示請求等の手続の流れについては、機構ホームページの「保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求について」で分かりやすく表示する。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は1件300円、現金又は郵送の場合は定額小為替証書により納付)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイル
公表場所	機構ホームページに公開する「個人情報ファイル簿」により公表する。
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部 情報公開室 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 電話: 03-6743-6118
②対応方法	案件に応じて関係部署と連携し適切に対応する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成30年3月29日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	日本学生支援機構ホームページに意見の募集について掲載した。意見は、ウェブフォーム及び郵送により受け付けた。
②実施日・期間	平成30年2月27日から平成30年3月28日まで
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	平成30年3月29日
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	評価書名	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 全項目評価書	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 全項目評価書	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	個人のプライバシー等の権利 権益の保護の宣言	独立行政法人日本学生支援機構は、学資の貸与に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、(後略)	独立行政法人日本学生支援機構は、学資の貸与及び支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、(後略)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	<p>＜奨学金貸与事業の概要＞ (前略)奨学金の貸与を行っている。貸与対象者は、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)及び大学院で学ぶ学生等である。</p> <p>奨学金貸与事業は、(後略) (新設)</p> <p>・奨学生の採用に係る業務(予約採用・在学採用) 奨学生の採用には、大学等への進学前に申込を受け付け(中略)進学後に申込みを受け付け(中略)、在籍する学校の推薦により奨学金申込を行い、学力基準及び家計基準等に基づいて審査を実施の上、機構が決定している。採用決定後、奨学生は、(後略)</p> <p>(新設)</p>	<p>＜奨学金貸与及び支給事業の概要＞ (前略)奨学金の貸与及び支給を行っている。貸与対象者は、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)及び大学院で学ぶ学生等であり、給付対象者は、大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専修学校(専門課程)で学ぶ学生等である。</p> <p>奨学金貸与及び支給事業は、(後略) なお、以下、特に書き分けない場合は、貸与奨学金、給付奨学金いずれについても「奨学金」といい、これを受ける学生等を「奨学生」、返還が必要な者を「返還者」とするが、貸与奨学金を受ける者に限定する場合は「貸与奨学生」、給付奨学金を受ける者に限定する場合は「給付奨学生」という。</p> <p>○奨学生の採用に係る業務 ・貸与奨学金(予約採用・在学採用) 貸与奨学生の採用には、大学等への進学前に申込みを受け付け(中略)進学後に申込みを受け付け(中略)、在籍する学校(「予約採用」において既卒者は卒業した学校)を通じて申し込み、当該学校から推薦された者(「予約採用」において、高等学校卒業程度認定試験合格者、科目合格者若しくは出願者又は大学入学資格検定合格者若しくは科目合格者(以下「認定合格者等」という。)は機構に申し込んだ者)について、機構は学力基準及び家計基準等に基づいて審査を実施の上、採用を決定している。採用決定後、貸与奨学生は、(後略)</p> <p>・給付奨学金(予約採用) (略)</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	<p>・奨学金の回収に係る業務</p> <p>奨学生は、貸与終了後7カ月目より、原則月賦によりあらかじめ定められた割賦金を機構に返還する。</p> <p>奨学金返還中に災害、病気、経済困難、失業等で返還が困難になった場合、返還者は返還期限猶予(※2)又は減額返還(※3)を申請事由に応じた証明書類とともに願ひ出ることができ、機構は審査を実施する。また、返還者が死亡した場合には、連帯保証人・相続人(※4)が奨学金の返還免除を願ひ出ることができ、機構はこれについて審査を実施する。(中略)これに対して返還者が裁判所に対して異議申立を行った場合には、今後の返還について、裁判所を交えて折衝を行う(※5)。このほか、回収不能となった債権については償却を実施する。</p> <p>(新設)</p>	<p>○奨学金の回収に係る業務</p> <p>・貸与奨学金</p> <p>貸与奨学生は、貸与終了後7カ月目より、原則月賦で、定額返還方式、あるいは所得連動返還方式(※2)にて算定された割賦金を機構に返還する。</p> <p>奨学金返還中に経済困難、失業等で返還が困難になった場合、返還者は返還期限猶予(※3)又は減額返還(※4)を申請事由に応じた証明書類とともに願ひ出ることができ、機構は審査を実施する。また、返還者が死亡した場合には、連帯保証人・相続人(※5)が奨学金の返還免除を願ひ出ることができ、機構はこれについて審査を実施する。(中略)これに対して返還者が裁判所に対して異議申立を行った場合には、今後の返還について、裁判所を交えて折衝を行う(※6)。このほか、回収不能となった債権については償却を実施する。</p> <p>・給付奨学金 (略)</p>	事前	重要な変更
	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	<p>※1: (略) (新設)</p> <p>※2: 一定期間返還期限を延長する制度。 ※3: 適用期間中の割賦金額を、当初予定額の2分の1に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度。</p> <p>※4: 返還者本人の相続財産を受け継いだ者。 (後略) ※5: 裁判所を通じた督促である支払督促申立等を行い、(後略)</p>	<p>※1: (略)</p> <p>※2: 貸与奨学生については貸与終了後、給付奨学生については機構が返還を求めた日以降、所得に応じて割賦額を決定し、その後毎年の課税対象所得に応じて当該割賦額を見直す制度。奨学生は本方式、あるいは定額返還方式のいずれかを選択する。なお、本方式による返還は、平成29年度以降に採用される奨学生が選択可能である。</p> <p>※3: 一定期間返還期限を延長する制度。 ※4: 適用期間中の割賦額を、当初予定額の2分の1又は3分の1に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度(所得連動返還方式選択者は適用不可)。 ※5: 返還者本人の相続財産を受け継いだ者。 (後略) ※6: 裁判所を通じた督促である支払督促申立等を行い、(後略)</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	<p><番号制度導入後の業務の概要> (略)</p> <p>I 個人番号の収集・登録 【個人番号の入手方法】 ○新規の奨学生等の個人番号の入手 番号制度導入後に採用される新規の奨学生及びその関係者(※6)の個人番号は、奨学金申込時、返還誓約書提出時、返還期限猶予・減額返還・返還免除の各申請時に、本人又は本人の代理人から郵送又は対面(※7)により入手する。</p> <p>○既存の奨学生等の個人番号の入手 番号制度導入前の既存の奨学生・返還者及びその関係者(※6)の個人番号は、返還期限猶予・減額返還・返還免除の審査を目的として個人番号を収集する場合は、各申請時に、本人又は本人の代理人から郵送又は対面(※7)により入手し、住所調査等を目的として個人番号を収集する場合は、郵便物の返送等を受けて地方公共団体情報システム機構に照会し取得する。</p> <p>なお、個人番号を本人から入手する際、奨学金申込者・奨学生・返還者以外の関係者の個人番号の入手については、書類の散逸を避け、業務を確実に実施するために、原則として申請者である奨学金申込者・奨学生・返還者が各関係者の代理人となり、各関係者からの委任状と共に機構に提出するものとする。</p>	<p><番号制度導入後の業務の概要> (略)</p> <p>I 個人番号の収集・登録 【個人番号の入手方法】 ○新規の奨学生等の個人番号の入手 番号制度導入後に採用される新規の奨学生及びその関係者(※7)の個人番号は、奨学金申込時、返還誓約書提出時、連帯保証人等変更時、家計支持者変更時(給付奨学生のみ)、扶養者情報提出時、返還期限猶予・減額返還・返還免除の各申請時に、本人又は本人の代理人から郵送又は対面(※8)により入手する。</p> <p>○既存の奨学生等の個人番号の入手 番号制度導入前の既存の奨学生・返還者及びその関係者(※7)の個人番号は、返還期限猶予・減額返還・返還免除の審査を目的として個人番号を収集する場合は、各申請時に、本人又は本人の代理人から郵送又は対面(※8)により入手し、住所調査等を目的として個人番号を収集する場合は、郵便物の返送等を受けて、また、必要に応じて地方公共団体情報システム機構に照会し取得する。</p> <p>(削除)</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	※6:関係者とは以下の者を指す。 ・家計支持者:(略) ・連帯保証人:(略) ・保証人:(略) ・世帯構成員:奨学金申込者と同一世帯にあって家計支持者の収入金額から控除の対象となる者及び所得連動返還型第一種奨学金の返還期限猶予の審査に当たり、(後略) ・二親等以内の親族:(略) (新設) ※7:基本的に郵送で入手するが、(後略)	※7:関係者とは以下の者を指す。 ・家計支持者:(略) ・連帯保証人:(略) ・保証人:(略) ・世帯構成員:奨学金申込者と同一世帯にあって家計支持者の収入金額から控除の対象となる者及び猶予年限特例又は所得連動返還型第一種奨学金の返還期限猶予の審査に当たり、(後略) ・二親等以内の親族:(略) ・扶養者:返還者が地方税法上の被扶養者である場合に返還者を扶養している人 ※8:基本的に郵送で入手するが、(後略)	事前	重要な変更
	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	【本人確認の措置】 個人番号を(後略) (新設) 【個人番号の登録】 (略)	【本人確認の措置】 奨学生等及びその関係者(家計支持者を除く)の個人番号を(後略) 家計支持者の個人番号を入手する場合は、奨学金申込者・奨学生が番号法第16条により定められた本人確認のための書類に基づいて当該奨学金申込者等が家計支持者の本人確認を行う。 【個人番号の登録】 (略)	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	II 特定個人情報の照会・取得 (略) ①予約採用・在学採用における選考・審査 (略) ②返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ) 採用決定後、奨学生から(後略) (新設) (新設) (新設) ③返還期限猶予・減額返還における審査 奨学金返還中に災害、病気、経済困難、失業等の理由により(中略)返還者の収入状況等に係る(後略) ④返還者との和解に向けた折衝 返還が滞った場合、人的保証選択者に対して(中略)返還者等の収入状況に係る(後略) ⑤回収不能債権の償却 (略) ⑥死亡による返還免除の審査 (略) ⑦奨学生、返還者等の住所等現況の確認 (略)	II 特定個人情報の照会・取得 (略) ①予約採用・在学採用における選考・審査 (略) ②返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ) 採用決定後、貸与奨学生から(後略) ③適格認定における家計支持者の収入状況の確認(給付奨学金のみ) (略) ④不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ) (略) ⑤所得連動返還方式選択者の割賦額の算定 (略) ⑥返還期限猶予・減額返還における審査 奨学金返還中に経済困難、失業等の理由により(中略)返還者等の収入状況等に係る(後略) ⑦返還者との和解に向けた折衝 返還が滞った場合、貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者に対して(中略)返還者等の収入状況等に係る(後略) ⑧回収不能債権の償却 (略) ⑨死亡による返還免除の審査 (略) ⑩奨学生、返還者等の住所等現況の確認 (略)	事前	重要な変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	<主要機能> (略) ⑤中間サーバー等I/F機能 中間サーバー、奨学金業務システム及び住基連携用サーバー(後略) <他システムとの連携> 各システムとの連携の概要は以下のとおり。 ①奨学金業務システム ※特定個人情報ファイルを取扱わないシステム 奨学金申込情報、奨学金貸与及び返還に関する情報を(後略)	<主要機能> (略) ⑤中間サーバー等I/F機能 中間サーバー及び住基連携用サーバー(後略) <他システムとの連携> 各システムとの連携の概要は以下のとおり。 ①奨学金業務システム ※特定個人情報ファイルを取扱わないシステム 奨学金申込情報、奨学金貸与、支給及び返還に関する情報を(後略)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]その他（奨学金業務システム、中間サーバー、住基連携用サーバー）	[○]その他（中間サーバー、住基連携用サーバー）	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	学資の貸与に係る特定個人情報管理ファイル	学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	①予約採用・在学採用における選考・審査 奨学金の貸与の認定に当たって、(後略) ②返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ) 奨学生の採用後、(中略)連帯保証人の収入状況を確認する。 (新設) (新設) (新設) ③返還期限猶予・減額返還における審査(略) ④返還者との和解に向けた折衝(人的保証制度を利用する場合のみ) 法的措置を実施し、(中略)返還者の収入状況等を把握し、和解に向けた折衝を実施する。 ⑤回収不能債権の償却(略) ⑥死亡による返還免除の審査(略) ⑦奨学生、返還者等の住所等現況の確認(略)	①予約採用・在学採用における選考・審査 奨学金の貸与及び支給の認定に当たって、(後略) ②返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ) 貸与奨学生の採用後、(中略)連帯保証人の収入状況等を確認する。 ③適格認定における家計支持者の収入状況の確認(給付奨学金のみ) (略) ④不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ) (略) ⑤所得連動返還方式選択者の割賦額の算定(略) ⑥返還期限猶予・減額返還における審査(略) ⑦返還者との和解に向けた折衝(貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者のみ) 法的措置を実施し、(中略)返還者等の収入状況等を把握し、和解に向けた折衝を実施する。 ⑧回収不能債権の償却(略) ⑨死亡による返還免除の審査(略) ⑩奨学生、返還者等の住所等現況の確認(略)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	政策企画部長 谷合 俊一	政策企画部長 御厩 祐司	事後	人事異動に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 図「個人番号の入手時期と入手方法の概要」 見出し	「個人番号の入手時期と入手方法の概要」 奨学金の貸与から返還までの流れと、個人番号の入手時期、対象者、入手方法は以下のとおり	「個人番号の入手時期と入手方法の概要」 ・貸与奨学金 貸与奨学金の申込みから返還完了までの流れと、個人番号の入手時期、対象者、入手方法は以下のとおり	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 図「個人番号の入手時期と入手方法の概要」	奨学金の貸与から返還までの流れ ①申込み→審査(後略)	奨学金の申込みから返還完了までの流れ ①申込み→審査(後略)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 図「個人番号の入手時期と入手方法の概要」 ③返還開始から④返還完了までの期間	(最大20年)	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 図「個人番号の入手時期と入手方法の概要」 ②採用決定から③返還開始の期間中における「番号制度後に新たに採用される奨学生等」	【入手時期】 返還誓約書提出時	【入手時期】 返還誓約書提出時、連帯保証人等変更時	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 図「個人番号の入手時期と入手方法の概要」 ③返還開始から④返還完了の期間中における「番号制度後に新たに採用される奨学生等」	【入手時期】 返還期限猶予・減額返還の各申請時 【入手する個人番号の対象者】 世帯構成員、二親等以内の親族	【入手時期】 連帯保証人等変更時、扶養者情報提出時、返還期限猶予・減額返還の各申請時 【入手する個人番号の対象者】 連帯保証人、保証人、世帯構成員、二親等以内の親族、扶養者	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 図「個人番号の入手時期と入手方法の概要」 ・給付奨学金	(新設)	(略)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「I 個人番号の収集・登録」 凡例	個人番号を含む特定個人情報ファイルを格納するシステム	特定個人情報を格納するシステム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「I 個人番号の収集・登録」 上図■奨学金申込者等から個人番号を収集し登録を行う業務の流れ <奨学金申込～採用決定>	住民基本台帳ネットワークシステム (地方公共団体情報システム機構) 家計支持者等の関係者→奨学金申込者A ・委任状 ・利用同意書 ・個人番号に関する書類等 奨学金申込者A→日本学生支援機構 ・委任状 ・利用同意書 ・個人番号に関する書類等	住民基本台帳ネットワークシステム (地方公共団体情報システム機構) 家計支持者等の関係者→奨学金申込者A ・委任状(家計支持者は提出不要) ・利用同意書 ・個人番号に関する書類等 奨学金申込者A→日本学生支援機構 ・委任状(家計支持者は提出不要) ・利用同意書 ・個人番号に関する書類等	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「I 個人番号の収集・登録」 下図■奨学生・返還者等から個人番号を収集し登録を行う業務の流れ <採用決定～返還完了> (入手時期(奨学生A(返還者A)の下))	・返還誓約書提出時 (新設) (新設) (新設) ・返還期限猶予・減額返還の申請時 ・死亡による返還免除の申請時 ※連帯保証人・相続人が申請	・返還誓約書提出時 ・連帯保証人等変更時 ・家計支持者変更時(給付奨学生のみ) ・扶養者情報提出時 ・返還期限猶予・減額返還の申請時 ・死亡による返還免除の申請時 ※連帯保証人・相続人が申請	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「I 個人番号の収集・登録」 下図■奨学生・返還者等から 個人番号を収集し登録を行う 業務の流れ <採用決定～返還完了>	住民基本台帳ネットワークシステム (地方公共団体情報システム機構) (地方公共団体情報システム機構から入手) 連帯保証人等の関係者→奨学生A(返還者A) ・委任状 ・利用同意書 ・個人番号に関する書類等 奨学生A(返還者A)→日本学生支援機構 ・委任状 ・利用同意書 ・個人番号に関する書類等 ①奨学生・返還者、その他関係者の個人番号 に関する書類の郵送／対面による提出 (本人から入手) ②(略) (本人から入手)	住民基本台帳ネットワークシステム (地方公共団体情報システム機構) (削除) 連帯保証人等の関係者→奨学生A(返還者A) ・委任状(家計支持者は提出不要) ・利用同意書 ・個人番号に関する書類等 奨学生A(返還者A)→日本学生支援機構 ・委任状(家計支持者は提出不要) ・利用同意書 ・個人番号に関する書類等 ①奨学生・返還者、関係者の個人番号に関する 書類の郵送／対面による提出 (削除) ②(略) (削除)	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「I 個人番号の収集・登録」 (備考)	<p>1. 個人番号の収集・登録における業務の流れ <奨学金申込～採用決定></p> <p>①奨学金申込者は学校に対して奨学金の申込を行う。</p> <p>②奨学金申込者はインターネットで奨学金申込専用ホームページにアクセスし、学校を通じて機構から配付される識別番号(ID/パスワード)及び必要事項を入力して奨学金の申込を行う。(後略)</p> <p>③奨学金申込者は、奨学金申込者、家計支持者等の関係者の個人番号の利用に係る同意書・委任状・番号法第16条に定められた本人確認のための書類等を取りまとめて機構へ郵送する。なお、奨学金申込は在籍する学校の推薦により行うが、個人番号の提出に当たっては学校を介さず、本人又は本人の代理人が直接機構に提出する。</p> <p>④機構職員(作業者は限定)は、③で郵送された本人確認のための書類に基づき本人確認を実施し、さらに②で奨学金業務システムに登録された(後略) 当該業務を(中略)、さらに②で奨学金業務システムに登録された(中略)その後、機構職員(作業者は限定)が(後略)</p> <p>⑤機構職員(作業者は限定)は、(後略)</p> <p>⑥(略) ⑦(略) ⑧(略) ⑨(略)</p>	<p>1. 個人番号の収集・登録における業務の流れ <奨学金申込～採用決定></p> <p>①奨学金申込者は原則として学校に対して奨学金の申込みを行う。</p> <p>②奨学金申込者は、インターネットで奨学金申込専用ホームページにアクセスし、学校を通じて機構から配付される識別番号(ID/パスワード)及び必要事項等を入力して奨学金の申込みを行う。(後略)</p> <p>③奨学金申込者は、②でインターネットによる申込みを行った後、奨学金申込者の個人番号、個人番号の利用に係る同意書及び番号法第16条に定められた本人確認のための書類等に加え、家計支持者等の関係者の個人番号及び個人番号の利用に係る同意書等を取りまとめて機構へ郵送する。なお、奨学金申込は原則として在籍する学校を介して行うが、個人番号の提出に当たっては学校を介さず、奨学金申込者が直接機構に提出する。</p> <p>④機構職員(作業者は限定)は、③で郵送された本人確認のための書類に基づき本人確認を実施し、さらに②で奨学金業務システムに登録された(後略) 当該業務を(中略)、さらに②で奨学金業務システムに登録された(中略)その後、機構職員又は外部委託業者(いずれも作業者は限定)が(後略)</p> <p>⑤機構職員又は外部委託事業者(いずれも作業者は限定)は、(後略)</p> <p>⑥(略) ⑦(略) ⑧(略) ⑨(略)</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「I 個人番号の収集・登録」 (備考)	<p><採用決定～返還完了> (本人からの入手) ①奨学生又は返還者は、奨学生又は返還者、連帯保証人、保証人等の関係者の(後略) ②機構職員(作業者は限定)は、(中略)その後、機構職員(作業者は限定)が(後略)</p> <p>当該業務を(中略)さらに②で奨学金業務システムに(中略)その後、機構職員(作業者は限定)が(後略) ③機構職員(作業者は限定)は、(後略)</p> <p>④(略)</p> <p>なお、個人番号を本人から入手する際、奨学金申込者・奨学生・返還者以外の関係者の個人番号の入手については、書類の散逸を避け、業務を確実に実施するために、原則として申請者である奨学金申込者・奨学生・返還者が各関係者の代理人となり、各関係者からの委任状と共に機構に提出するものとする。</p> <p>※2: 地方公共団体情報(中略)処理速度及び当機構における(後略)</p>	<p><採用決定～返還完了> (本人からの入手) ①奨学生又は返還者は、奨学生又は返還者、連帯保証人等の関係者の(後略) ②機構職員(作業者は限定)は、(中略)その後、機構職員又は外部委託事業者(いずれも作業者は限定)が(後略)</p> <p>当該業務を(中略)②で奨学金業務システムに(中略)その後、機構職員又は外部委託事業者(いずれも作業者は限定)が(後略) ③機構職員又は外部委託事業者(いずれも作業者は限定)は、(後略)</p> <p>④(略)</p> <p>なお、奨学金申込者・奨学生・返還者以外の関係者(家計支持者を除く)の個人番号を入手する場合は、申請者である奨学金申込者・奨学生・返還者が各関係者の代理人となり、各関係者からの委任状と共に機構に提出するものとし、機構が本人確認の措置を実施する。 家計支持者の個人番号を入手する場合は、奨学金申込者・奨学生が家計支持者の本人確認の措置を実施する。</p> <p>※2: 地方公共団体情報(中略)処理速度及び当機構における(後略)</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「I 個人番号の収集・登録」 (備考)	<p>2. 外部ネットワークとの接続について ①(略) ・(略) ・申込者が利用する端末と(後略) ・インターネットと奨学金業務システムの間、奨学金業務システムと紐付け用DBシステムの間には、(後略)</p>	<p>2. 外部ネットワークとの接続について ①(略) ・(略) ・奨学金申込者が利用する端末と(後略) ・インターネットと奨学金業務システムの間は、(後略)</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「I 個人番号の収集・登録」 (備考)	<p>3. システムの概要説明 ②紐付け用DBシステム 中間サーバー、住基連携用サーバー、奨学金業務システムと接続し、(後略) なお、奨学金業務システムとの接続は、宛名管理用に奨学生番号等の情報を受領するのみで、照会結果を奨学金業務システムへは連携しない。</p> <p>紐付け用DBシステムに接続する端末は(中略)、奨学金業務システムと紐付け用DBシステムとの接続は限定された通信のみ行い、インターネットからの不正なアクセスやインターネットへのデータの流出が起らないようにしている。 紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末は個人番号を保管、複製したり、電子媒体を用いて端末から取り出すことができないようにシステム制御を行う。</p> <p>③奨学金業務システム ※特定個人情報ファイルを取り扱わないシステム 奨学金申込情報、奨学金貸与及び返還に関する情報を総合的に管理するシステム。 奨学金業務システムに接続する端末は、(中略)業務用の専用端末であり、また、奨学金業務システムと紐付け用DBシステムとの間の接続については、奨学金業務システムから紐付け用DBシステムに対して、奨学生番号・受付番号等を渡すのみの一方通行の通信に限定している。</p>	<p>3. システムの概要説明 ②紐付け用DBシステム 中間サーバー、住基連携用サーバーと接続し、(後略) (削除)</p> <p>紐付け用DBシステムに接続する端末は(中略)、インターネットからの不正なアクセスやインターネットへのデータの流出が起らないように制御を行う。</p> <p>紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末において、紐付け用DBシステムから個人番号を含んだファイルを取り出して保管することができないようにシステム制御を行う。また、システム制御が不可能な複製行為(画面キャプチャを利用しての紙への出力(印刷)、手書きメモ等)を禁止するルールを定める。</p> <p>③奨学金業務システム ※特定個人情報ファイルを取り扱わないシステム 奨学金申込情報、奨学金貸与、支給及び返還に関する情報を総合的に管理するシステム。 奨学金業務システムに接続する端末は、(中略)業務用の専用端末である。また、奨学金業務システムと紐付け用DBシステムは、それぞれ、分離されたネットワーク上のシステムであり、システム間通信によるデータ連携は行わない。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「II 特定個人情報の照会・取得」 凡例	個人情報を含む特定個人情報ファイルを格納するシステム	特定個人情報を格納するシステム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「II 特定個人情報の照会・取得」 図	①～⑦の(1) 特定個人情報の照会を依頼 ①～⑦の(2) 特定個人情報の照会・取得 (新設) ①～⑤の(2) 特定個人情報の照会・取得(情報提供ネットワークシステムに照会) ⑥・⑦の(2) 特定個人情報の照会・取得(地方公共団体情報システム機構に照会) ①～⑦の(3) 特定個人情報等の保存 ①～⑦の(4) 必要となる情報を提供 ①～⑦の(5) 提供された情報に基づいて審査等を実施 住民基本台帳ネットワークシステム (地方公共団体情報システム機構) 中間サーバー 特定個人情報を照会・取得する必要の発生 ・奨学金申込 (新設) ・連帯保証人の収入状況の確認(返還誓約書提出時) (新設) (新設) ・返還期限猶予・減額返還の申請 ・和解に向けた折衝 ・回収不能債権の償却 ・死亡による返還免除の申請 ※連帯保証人・相続人が申請 ・奨学生、返還者等の住所等現況の確認	①～⑩の(1) 特定個人情報の照会を依頼 ①～⑩の(2) 特定個人情報の照会 ①～⑩の(2) 特定個人情報の取得 ①～⑧の(2) 特定個人情報の照会・取得(情報提供ネットワークシステムに照会) ⑨・⑩の(2) 特定個人情報の照会・取得(地方公共団体情報システム機構に照会) ①～⑩の(3) 特定個人情報の保存 ①～⑩の(4) 必要となる情報を提供 ①～⑩の(5) 提供された情報に基づいて審査等を実施 住民基本台帳ネットワークシステム (地方公共団体情報システム機構) (特定個人情報を格納するシステムに修正) 特定個人情報を照会・取得する必要の発生 ・奨学金申込 ・給付奨学生の適格性の確認(給付奨学金のみ) ・連帯保証人の収入状況の確認(返還誓約書提出時) ・不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ) ・所得連動返還方式選択者の割賦額の算定 ・返還期限猶予・減額返還の申請 ・和解に向けた折衝 ・回収不能債権の償却 ・死亡による返還免除の申請 ※連帯保証人・相続人が申請 ・奨学生、返還者等の住所等現況の確認	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「II 特定個人情報の照会・(備考)」	1. 特定個人情報の照会・取得業務の流れ ①(略) ②(略) (1)奨学生からの(後略) (新設) (新設) (新設) ③返還期限猶予・減額返還における審査 (略) ④返還者との和解に向けた折衝(人的保証制度を利用する場合のみ) (略) ⑤回収不能債権の償却 (略) ⑥死亡による返還免除の審査 (略) ⑦奨学生、返還者等の住所等の現況確認 (略)	1. 特定個人情報の照会・取得業務の流れ ①(略) ②(略) (1)貸与奨学生からの(後略) ③適格認定における家計支持者の収入状況の確認(給付奨学金のみ) (略) ④不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ) (略) ⑤所得連動返還方式選択者の割賦額の算定 (略) ⑥返還期限猶予・減額返還における審査 (略) ⑦返還者との和解に向けた折衝(貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者のみ) (略) ⑧回収不能債権の償却 (略) ⑨死亡による返還免除の審査 (略) ⑩奨学生、返還者等の住所等の現況確認 (略)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 「II 特定個人情報の照会・(備考)」	<p>3. システムの概要説明 ②紐付け用DBシステム 中間サーバー、住基連携用サーバー、奨学金業務システムと接続し、機関別符号の取得リクエスト、特定個人情報の照会結果の保存及び確認、宛名管理等を実施する。 なお、奨学金業務システムとの接続は、宛名管理用に奨学生番号等の情報を受領するのみで、照会結果を奨学金業務システムへは連携しない。 紐付け用DBシステムに接続する端末は、(中略)業務用の専用端末であり、奨学金業務システムと紐付け用DBシステムとの接続は限定された通信のみ行い、インターネットからの不正なアクセスやインターネットへのデータの流出が起こらないようにしている。 紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末は個人番号を保管、複製したり、電子媒体を用いて端末から取り出すことができないようにシステム制御を行う。</p> <p>③奨学金業務システム ※特定個人情報ファイルを取り扱わないシステム 奨学金申込情報、奨学金貸与及び返還に関する情報を総合的に管理するシステム。 奨学金業務システムに接続する端末は、(中略)業務用の専用端末であり、また、奨学金業務システムと紐付け用DBシステム間の接続については、奨学金業務システムから紐付け用DBシステムに対して、奨学生番号・受付番号等を渡すのみの一方通行の通信に限定している。</p>	<p>3. システムの概要説明 ②紐付け用DBシステム 中間サーバー、住基連携用サーバーと接続し、機関別符号の取得リクエスト、特定個人情報の照会結果の保存及び確認、宛名管理等を実施する。 (削除)</p> <p>紐付け用DBシステムに接続する端末は、(中略)業務用の専用端末であり、インターネットからの不正なアクセスやインターネットへのデータの流出が起こらないように制御を行う。</p> <p>紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末において、紐付け用DBシステムから個人番号を含んだファイルを取り出して保管することができないようにシステム制御を行う。また、システム制御が不可能な複製行為(画面キャプチャを利用しての紙への出力(印刷)、手書きメモ等)を禁止するルールを定める。</p> <p>③奨学金業務システム ※特定個人情報ファイルを取り扱わないシステム 奨学金申込情報、奨学金貸与、支給及び返還に関する情報を総合的に管理するシステム。 奨学金業務システムに接続する端末は、(中略)業務用の専用端末である。また、奨学金業務システムと紐付け用DBシステムは、それぞれ、分離されたネットワーク上のシステムであり、システム間通信によるデータ連携は行わない。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	学資の貸与に係る特定個人情報管理ファイル	学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	奨学金申込者、奨学生、返還者、連帯保証人、保証人、家計支持者、世帯構成員、二親等以内の親族	奨学金申込者、奨学生、返還者、連帯保証人、保証人、家計支持者、世帯構成員、二親等以内の親族、扶養者	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③ 対象となる本人の範囲 その必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の貸与の認定における家計の審査に当たっては、家計支持者、世帯構成員の収入状況等を把握する必要がある。 ・奨学生からの返還誓約書の提出を受けて(後略) (新設) ・返還期限猶予、(中略)二親等以内の親族の収入状況や住所等を把握する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の貸与及び支給の認定における家計の審査並びに支給中の適格性の確認(給付奨学生のみ)に当たっては、家計支持者、世帯構成員の収入状況等を把握する必要がある。 ・貸与奨学生からの返還誓約書の提出を受けて(後略) ・不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ)のため、不正受給者の収入状況等を把握する必要がある。 ・所得連動返還方式選択者の割賦額の算定、返還期限猶予、(中略)二親等以内の親族、扶養者の収入状況や住所等を把握する必要がある。 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④ 記録される項目 主な記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先等情報 [○]連絡先(電話番号等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先等情報 []連絡先(電話番号等) 	事前	当初は特定個人情報ファイルとして保有することを予定していたが、保有しないこととなったことによる変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④ 記録される項目 その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡先等情報 ・連絡先(電話番号等):奨学生等への連絡のために保有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡先等情報 (削除) 	事前	当初は特定個人情報ファイルとして保有することを予定していたが、保有しないこととなったことによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	<p>○業務関係情報 (略)</p> <p>・地方税関係情報:(中略)返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、返還期限猶予・減額返還における審査、返還者との和解に向けた折衝(人的保証制度を利用する場合のみ)、(後略)</p> <p>・医療保険関係情報:(略)</p> <p>・障害者福祉関係情報:(略)</p> <p>・生活保護・社会福祉関係情報:(中略)返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、返還期限猶予・減額返還における審査、返還者との和解に向けた折衝(人的保証制度を利用する場合のみ)、(後略)</p> <p>・雇用・労働関係情報:(中略)返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、返還期限猶予・減額返還における審査、返還者との和解に向けた折衝(人的保証制度を利用する場合のみ)(後略)</p> <p>・年金関係情報:(中略)返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、返還者との和解に向けた折衝(人的保証制度を利用する場合のみ)(後略)</p>	<p>○業務関係情報 (略)</p> <p>・地方税関係情報:(中略)返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、適格認定における家計支持者の収入状況の確認(給付奨学金のみ)、不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ)、所得連動返還方式選択者の割賦額の算定、返還期限猶予・減額返還における審査、返還者との和解に向けた折衝(貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者のみ)、(後略)</p> <p>・医療保険関係情報:(略)</p> <p>・障害者福祉関係情報:(略)</p> <p>・生活保護・社会福祉関係情報:(中略)返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ)、返還期限猶予・減額返還における審査、返還者との和解に向けた折衝(貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者のみ)、(後略)</p> <p>・雇用・労働関係情報:(中略)返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ)、返還期限猶予・減額返還における審査、返還者との和解に向けた折衝(貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者のみ)(後略)</p> <p>・年金関係情報:(中略)返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)、不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ)、返還者との和解に向けた折衝(貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者のみ)(後略)</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成29年4月予定	平成29年4月1日	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市谷事務所貸与部、返還部、債権管理部	貸与・給付部、返還部、債権管理部	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(組織名称の変更に伴う形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③ 入手の時期・頻度	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金申込、返還誓約書提出、返還期限猶予・減額返還の申請、返還者との和解に向けた折衝、死亡による返還免除の申請時に、奨学生及びその関係者(家計支持者、連帯保証人、保証人、世帯構成員、二親等以内の親族)の個人番号を(後略) <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】(略)</p> <p>【情報提供ネットワークシステムからの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約採用・在学採用における選考・審査:(略) ・返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ):(略) <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返還期限猶予・減額返還における審査:(略) ・返還者との和解に向けた折衝(人的保証制度を利用する場合のみ):(略) <ul style="list-style-type: none"> ・回収不能債権の償却のための返還者等の状況確認:対象となる債権に係る返還者等の状況確認を行う都度、特定個人情報を入手する。 	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金申込、返還誓約書提出、連帯保証人等変更、家計支持者変更(給付奨学生のみ)、扶養者情報提出、返還期限猶予・減額返還の申請、返還者との和解に向けた折衝、死亡による返還免除の申請時に、奨学生等及びその関係者(家計支持者、連帯保証人、保証人、世帯構成員、二親等以内の親族、扶養者)の個人番号を(後略) <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】(略)</p> <p>【情報提供ネットワークシステムからの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約採用・在学採用における選考・審査:(略) ・返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ):(略) ・適格認定における家計支持者の収入状況の確認(給付奨学金のみ):(略) ・不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ):(略) ・所得連動返還方式選択者の割賦額の算定:(略) ・返還期限猶予・減額返還における審査:(略) ・返還者との和解に向けた折衝(貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者のみ):(略) ・回収不能債権の償却のための返還者等の収入状況の確認:対象となる債権に係る返還者等の収入状況の確認を行う都度、特定個人情報を入手する。 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】 番号法第9条第1項及び第14条第1項に基づき、奨学金申込、返還誓約書提出、返還期限猶予・減額返還の申請、返還者との和解に向けた折衝、死亡による返還免除の申請時に、奨学生及びその関係者(家計支持者、連帯保証人、保証人、世帯構成員、二親等以内の親族)の個人番号を、(後略)</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】 (略)</p> <p>【情報提供ネットワークシステムからの入手】 番号法第19条第7号に基づき、予約採用・在学採用における選考・審査(主に4月～7月)、連帯保証人の収入状況の確認(返還誓約書提出時、主に7～9月)、返還期限猶予・減額返還における審査、返還者との和解に向けた折衝、回収不能債権の償却のための返還者等の状況確認、これらの業務を行うために、奨学生等からの申請又は裁判所からの連絡等を受けた都度、情報提供ネットワークシステムに照会して特定個人情報を入手する。</p>	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】 番号法第9条第1項及び第14条第1項に基づき、奨学金申込、返還誓約書提出、連帯保証人等変更、家計支持者変更(給付奨学生のみの)、扶養者情報提出、返還期限猶予・減額返還の申請、返還者との和解に向けた折衝、死亡による返還免除の申請時に、奨学生等及びその関係者(家計支持者、連帯保証人、保証人、世帯構成員、二親等以内の親族、扶養者)の個人番号を、(後略)</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】 (略)</p> <p>【情報提供ネットワークシステムからの入手】 番号法第19条第7号に基づき、予約採用・在学採用における選考・審査(主に4月～7月)、連帯保証人の収入状況の確認(返還誓約書提出時、主に7～9月)、適格認定における家計支持者の収入状況の確認(給付奨学金のみ、主に12月～3月)、不正受給金に係る財産調査(給付奨学金のみ、発生の都度)、所得連動返還方式選択者の割賦額の算定(主に7月～9月)、返還期限猶予・減額返還における審査、返還者との和解に向けた折衝、回収不能債権の償却のための返還者等の収入状況の確認、これらの業務を行うために、奨学生等からの申請又は裁判所からの連絡等を受けた都度、情報提供ネットワークシステムに照会して特定個人情報を入手する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	奨学生及びその他の関係者(家計支持者、連帯保証人、保証人、世帯構成員、二親等以内の親族)に個人番号の提供を求める措置について規定した上で、個人番号を取得する際に、機構が学資の貸与に係る事務の実施を目的として、(後略)	奨学生等及びその他の関係者(家計支持者、連帯保証人、保証人、世帯構成員、二親等以内の親族、扶養者)に個人番号の提供を求める措置について規定した上で、個人番号を取得する際に、機構が学資の貸与及び支給に係る事務の実施を目的として、(後略)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	①(略) ②(略) (新設) (新設) (新設) ③返還期限猶予・減額返還における審査 奨学金返還中に災害、病気、経済困難、失業等 の理由により返還が困難になった返還者より、 返還期限猶予や減額返還の願い出を受け付 け、返還者の収入状況等に係る特定個人情報 を取得し、(後略) ④返還者との和解に向けた折衝 返還が滞った場合、人的保証選択者に対して (中略)、返還者等の収入状況に係る特定個人 情報を取得し、(後略) ⑤(略) ⑥(略) ⑦(略)	①(略) ②(略) ③適格認定における家計支持者の収入状況の 確認(給付奨学金のみ) (略) ④不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨 学金のみ) (略) ⑤所得連動返還方式選択者の割賦額の算定 (略) ⑥返還期限猶予・減額返還における審査 奨学金返還中に経済困難、失業等の理由によ り返還が困難になった返還者より、(中略)返還 者等の収入状況等に係る特定個人情報を取得 し、(後略) ⑦返還者との和解に向けた折衝 返還が滞った場合、貸与奨学金の人的保証選 択者及び給付奨学金の返還者に対して(中略)、 返還者等の収入状況等に係る特定個人情報を 取得し、(後略) ⑧(略) ⑨(略) ⑩(略)	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的 変更の妥当性	—	新たに、奨学金の返還における所得連動返還 方式及び給付奨学金に係る事務を追加したが、 これは番号法別表第一の81の項及び番号法別 表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第57条の改正に伴うものであり、変更は妥当で ある。	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	市谷事務所貸与部、返還部、債権管理部	情報部、貸与・給付部、返還部、債権管理部	事前	重要な変更(「貸与・給付部」 については、組織名称の変更 に伴う形式的な変更のため、 重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・既存の奨学生・返還者等の個人番号については、(後略) ・登録した個人番号をキーワードとして、(中略) 以下の①～⑦の業務において使用する。 ①予約採用・在学採用における選考・審査(略) ②返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)(略)(新設) (新設) (新設) ③返還期限猶予・減額返還における審査奨学金返還中に災害、病気、経済困難、失業等の理由により(中略)、返還者の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、(後略) ④返還者との和解に向けた折衝(人的保証制度を利用する場合のみ)返還が滞った場合、人的保証選択者に対して機構は(中略)、返還者等の収入状況に係る(後略) ⑤回収不能債権の償却(略) ⑥死亡による返還免除の審査(略) ⑦奨学生、返還者等の住所等の現況確認(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・番号制度導入前の既存の奨学生・返還者等の個人番号については、(後略) ・登録した個人番号をキーワードとして、(中略) 以下の①～⑩の業務において使用する。 ①予約採用・在学採用における選考・審査(略) ②返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)(略) ③適格認定における家計支持者の収入状況の確認(給付奨学金のみ)(略) ④不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ)(略) ⑤所得連動返還方式選択者の割賦額の算定(略) ⑥返還期限猶予・減額返還における審査奨学金返還中に経済困難、失業等の理由により(中略)、返還者等の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、(後略) ⑦返還者との和解に向けた折衝返還が滞った場合、貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者に対して機構は(中略)、返還者等の収入状況等に係る(後略) ⑧回収不能債権の償却(略) ⑨死亡による返還免除の審査(略) ⑩奨学生、返還者等の住所等の現況確認(略)	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利権益に影響を与え得る決定	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学生の採用(新設) ・返還期限猶予・減額返還の承認 ・法的措置時の異議申立後の返還方法に係る決定 ・死亡による返還免除の承認 ・債権の償却 	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学生の採用 ・給付奨学生としての適格性の認定 ・不正受給金の徴収に係る財産調査 ・所得連動返還方式選択者の割賦額の決定 ・返還期限猶予・減額返還の承認 ・法的措置時の異議申立後の返還方法に係る決定 ・債権の償却 ・死亡による返還免除の承認 	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	平成29年7月1日	平成29年7月18日	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報保護ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	1件	事後	重要な変更にあたらない(リスクを明らかに軽減させる変更)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報保護ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	奨学金申込者、奨学生、返還者、連帯保証人、保証人、家計支持者、世帯構成員、二親等以内の親族	奨学金申込者、奨学生、返還者、連帯保証人、保証人、家計支持者、世帯構成員、二親等以内の親族、扶養者	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報保護ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	未調達	りらいあコミュニケーションズ株式会社	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報保護ファイルの取扱いの委託 委託事項2	(略)	(削除)	事後	重要な変更にあたらない(紐付け用DBシステム等の保守・運用の委託において特定個人情報保護ファイルを取り扱わないこととなったため。)
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	機構の文書管理規程に従い、紐付け用DBシステムに保管される学資の貸与に係る特定個人情報管理ファイルに記録される特定個人情報は、原則として返還完了後5年経過時まで保管する。ただし、予約採用・在学採用の審査のために取得した家計支持者や世帯構成員に係る特定個人情報は採用後5年経過時まで保管する。	機構の文書管理規程に従い、紐付け用DBシステムに保管される学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイルに記録される特定個人情報は、原則として返還完了後又は支給終了後(返還することとなった給付奨学金については返還完了後、不正受給金については徴収完了後)5年経過時まで保管する。ただし、貸与奨学金における予約採用・在学採用の審査のために取得した家計支持者や世帯構成員に係る特定個人情報は審査終了後5年経過時まで保管する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	紐付け用DBシステムに保管される学資の貸与に係る特定個人情報管理ファイルに(後略)	紐付け用DBシステムに保管される学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイルに(後略)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(略)	記録項目を追加するとともに、項目名を一部変更。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(備考) 上記は、本全項目評価書作成時点の想定であり、将来的にデータ標準レイアウトに変更があった場合、変更される場合があります。	(備考) 上記には、要配慮個人情報を含みます。	事後	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴う修正。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	学資の貸与に係る特定個人情報管理ファイル	学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイル	事前	重要な変更にあたらない(形式的な変更)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の入手時には、奨学金申込者、奨学生、家計支持者等の本人に対して、個人番号の利用目的を明示し、本人より同意を得る(同意書の提出による。) ・奨学生・返還者以外の関係者の個人番号を、申請者である奨学生・返還者が(後略) ・本人確認に当たっては(後略) <p>(新設)</p> <p>【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 (略)</p>	<p>【本人又は本人の代理人からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の入手時には、奨学生等及びその関係者の本人に対して、個人番号の利用目的を明示し、本人より同意を得る(同意書の提出による。) ・奨学生等以外の関係者(家計支持者を除く)の個人番号を、申請者である奨学生等が(後略) ・機構が奨学生等及びその関係者(家計支持者を除く)について本人確認を行うに当たっては(後略) ・奨学金申込者・奨学生が家計支持者について本人確認を行うに当たっては、機構は奨学金申込者・奨学生に対し、番号法第16条に基づき本人確認に必要な最小限の書類で確認するよう十分に指導する。 <p>【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 (略)</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 の内容	【本人又は本人の代理人からの入手】 奨学生等から奨学金申込等の申請時に郵送又は対面により個人番号の提供を受ける場合は、番号法第16条により定められた本人確認のための書類を提出させ、これに基づいて本人確認を行う。(後略) 【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 (略)	【本人又は本人の代理人からの入手】 奨学生等から奨学金申込等の申請時に郵送又は対面により個人番号の提供を受ける場合は、奨学生等及びその関係者(家計支持者を除く)においては番号法第16条により定められた本人確認のための書類を提出させ、これに基づいて機構が本人確認を行い、家計支持者については奨学生等が行う。(後略) 【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 (略)	事前	重要な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置 の内容	【本人又は本人の代理人からの入手】 奨学生等から奨学金申込等の申請時に郵送又は対面により個人番号の提供を受ける場合は、番号法第16条により定められた本人確認のための書類を提出させ、これに基づいて本人確認を行う。(後略) 【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 (略)	【本人又は本人の代理人からの入手】 奨学生等から奨学金申込等の申請時に郵送又は対面により個人番号の提供を受ける場合は、奨学生等及びその関係者(家計支持者を除く)においては番号法第16条により定められた本人確認のための書類を提出させ、これに基づいて機構が本人確認を行い、家計支持者については奨学生等が行う。(後略) 【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 (略)	事前	重要な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	【本人又は本人の代理人からの入手】 本人確認の措置及び真正性確認の措置を実施した際に、提出された個人番号関連書類等に記載された情報と奨学金業務システムや紐付け用DBシステムに記録された情報間に差異がある場合は、奨学金申込者、奨学生、家計支持者等に確認し、正確な情報を把握する。 【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 (略)	【本人又は本人の代理人からの入手】 本人確認の措置及び真正性確認の措置を実施した際に、提出された個人番号関連書類等に記載された情報と奨学金業務システムや紐付け用DBシステムに記録された情報間に差異がある場合は、機構は奨学生等及びその関係者に確認し又は確認させ、正確な情報を把握する。 【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 (略)	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報に漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【本人又は本人の代理人からの入手】 (略) ・紐付け用DBシステムに入力を行う専用端末に、個人番号の保存、複製並びに電子媒体を用いて端末から取り出すことができないようにシステム制御を行う。 【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 (略)	【本人又は本人の代理人からの入手】 (略) ・紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末において、紐付け用DBシステムから個人番号を含んだファイルを取り出して保管することができないようにシステム制御を行う。また、システム制御が不可能な複製行為(画面キャプチャを利用しての紙への出力(印刷)、手書きメモ等)を禁止するルールを定める。 【地方公共団体情報システム機構を介しての入手】 (略)	事前	重要な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	奨学金業務システムは、紐付け用DBシステムに対して、業務のために必要な最小限の情報(奨学生番号等)を提供するのみであり、個人番号を一切保存せず、不必要な紐付けを行わない。	奨学金業務システムには、個人番号を一切保存せず、不必要な紐付けを行わない。	事後	重要な変更にあたらない(表現の修正)
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	(略) ・個人番号の登録時に本人確認の措置を実施した事実、実施日等の証跡を記録する。 ・特定個人情報の使用について証跡ログを作成し、一定期間保管するとともに、必要に応じて解析・分析を行う。	(略) ・個人番号の登録にあたり、住民基本台帳ネットワークシステムを使用して個人番号の真正性を確認した事実、実施日等の証跡についてを記録する。 ・特定個人情報の使用について証跡ログを作成し、一定期間保管するとともに、定期的に解析・分析を行う。	事後	重要な変更にあたらない(表現の修正)
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	・紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末に、個人番号を保管、複製したり、電子媒体を用いて端末から取り出すことができないようにシステム制御を行う。(後略)	・紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末において、紐付け用DBシステムから個人番号を含んだファイルを取り出して保管することができないようにシステム制御を行う。(後略)	事後	重要な変更にあたらない(表現の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末に、個人番号を保管、複製したり、電子媒体を用いて端末から取り出すことができないようにシステム制御を行う。(後略)	・紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末において、紐付け用DBシステムから個人番号を含んだファイルを取り出して保管することができないようにシステム制御を行う。(後略)	事後	重要な変更にあたらない(表現の修正)
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・紛失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	特定個人情報を取り扱う情報システムについては、次に掲げる措置を実施する。 (1)(略) (2)(略) (3)(略) (4)(略) (5) 紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末は、インターネット閲覧やメール送受信等が行えないように制御する。 (6) インターネットに接続している奨学金業務システムと紐付け用DBシステムの間は、限定された通信のみを行い、インターネットからの不正なアクセスやインターネットへのデータの流出が起らないよう制御する。 (7) 紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末に、個人番号を保管、複製したり、電子媒体を用いて端末から取り出すことができないようにシステム制御を行う。	特定個人情報を取り扱う情報システムについては、次に掲げる措置を実施する。 (1)(略) (2)(略) (3)(略) (4)(略) (5) 紐付け用DBシステムに接続する端末は、インターネット閲覧やメール送受信等が行えないように制御された業務用の専用端末であり、インターネットからの不正なアクセスやインターネットへのデータの流出が起らないよう制御を行う。 (6) 紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末において、紐付け用DBシステムから個人番号を含んだファイルを取り出して保管することができないようにシステム制御を行う。また、システム制御が不可能な複製行為(画面キャプチャを利用しての紙への出力(印刷)、手書きメモ等)を禁止するルールを定める。	事後	重要な変更にあたらない(表現の修正)
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	紐付け用DBシステムに保管される学資の貸与に係る特定個人情報管理ファイルに(後略)	紐付け用DBシステムに保管される学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイルに(後略)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	①個人情報保護管理者及び個人情報総括保護管理者にて事案を確認する。 ②個人情報保護管理者は被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずる。 ③(略) ④事案の内容に応じて文部科学省等の関係機関に報告する。	①特定個人情報の情報漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、個人情報保護管理者に直ちに報告する。 ②個人情報保護管理者は被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、個人情報総括保護管理者に報告する。 ③(略) ④個人情報総括保護管理者は事案の内容等に応じて文部科学省及び個人情報保護委員会に対し、速やかに情報提供を行う。ただし、当該事案が重大事案(情報提供ネットワークシステム又は個人番号を取り扱う情報システムで使用するネットワークから外部に情報漏えい等があった場合(不正アクセス又は不正プログラムによるものを含む。)、事案における特定個人情報の本人の数が101人以上である場合、不特定多数の人が閲覧できる状態になった場合、職員が不正の目的で持ち出したり利用したりした場合その他各機関において重大事案と判断される場合)である場合は当該事案の発生又はそのおそれのある事が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告する。	事後	個人情報保護規程の改正に伴う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	⑤必要に応じて影響のある機関(学校等)へ連絡、対応を指示する。 ⑥個人情報保護管理者は事案発生の原因を分析し、再発防止策を策定する。 ⑦個人情報保護管理者は事案の内容・影響等に応じて事実関係及び再発防止策を公表し、総務省に情報提供を行う。また、事案に係る本人への対応を行う。 (新設)	(削除) ⑤個人情報保護管理者は事案発生の原因分析及び影響範囲の特定をし、再発防止策を策定する。 ⑥個人情報保護管理者は事案の内容・影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応を行う。 ⑦個人情報総括保護管理者は、公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況、再発防止策等について、総務省に情報提供を行う。	事後	個人情報保護規程の改正に伴う変更
	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的内容	特定個人情報の管理の状況等については、監査責任者が定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、その結果を個人情報総括保護管理者に報告する。	特定個人情報の管理の状況等については、監査責任者が定期に及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を個人情報総括保護管理者に報告する。	事後	重要な変更にあたらない(誤字修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④ 個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	学資の貸与に係る特定個人情報管理ファイル	学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出